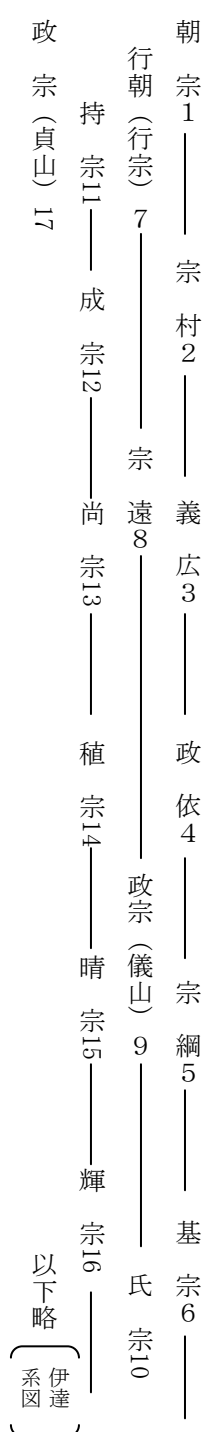


第二節 伊達氏時代

1 伊達氏略系



- ・ 朝宗 源頼朝の平泉藤原氏征討に参加、その功により伊達郡の地頭職に任ぜられ、以来伊達氏を称するようになった。
- ・ 行朝 奥羽式評定衆、十王の関寺観音、仏坂観音再興。
- ・ 宗遠 置賜侵入攻略、成島八幡宮拝殿建立、信夫・亘理・刈田・伊具攻略。
- ・ 政宗(儀山) 大膳大夫、成島八幡宮隨身門建立、柴田・名取・宮城・黒川・松山・深谷を勢力圏に入れる。
- ・ 氏宗 従五位下兵部少輔。
- ・ 持宗 従五位下兵部少輔、高玉瑞竜院創建。
- ・ 成宗 従四位上兵部少輔、奥州探題。
- ・ 尚宗 従五位下大膳大夫。
- ・ 植宗たね 従四位下左京大夫、奥州探題、陸奥国守護職、棟役日記成立、塵芥集の制定、御段銭古帳の成立。
- ・ 晴宗 従四位下左京大夫、奥州探題、天文の乱に父と争う。
- ・ 輝宗 従四位下左京大夫。
- ・ 政宗(貞山) 南奥州の統一、豊臣秀吉の命により岩出山(宮城県)に転移。

| 年号 | 西暦 | 記事 | 関係事項 |
|-----|------|-----------------------------------------------|------|
| 天授六 | 一三八〇 | 伊達宗遠、置賜地方における長井氏の勢力を排しこれを領す。 | |
| 永徳三 | 一三八三 | 宗遠、石田左京亮に鶉谷郷を安堵する(伊達文書)。 伊達宗遠、成島八幡宮拝殿を造立す。 | |

| | |
|-------|------|
| 元中二 | 一三八五 |
| 元中五 | 一三八八 |
| 明德元 | 一三九〇 |
| 応永年間 | |
| 応永三 | 一三九六 |
| 応永一二 | 一四〇五 |
| 応永一四 | 一四〇七 |
| 応永一九 | 一四一二 |
| 応永三十五 | 一四二八 |
| 永享二 | 一四三〇 |
| 永享八 | 一四三六 |
| 嘉吉三 | 一四四四 |
| 享徳二 | 一四五三 |
| 寛正元 | 一四六〇 |
| 応仁三 | 一五六九 |
| 文明五 | 一四七三 |
| 文明十 | 一四七八 |
| 文明十七 | 一四八五 |
| 長享元 | 一四八七 |
| 延徳二 | 一四九〇 |
| 明応九 | 一五〇〇 |
| 文龜年間 | |
| 永正年間 | |
| 永正二 | 一五〇五 |
| 永正三 | 一五〇六 |

伊達宗遠卒、政宗（儀山）継ぐ。
 伊達政宗、国分光信に萩生ノ郷を安堵する〔伊達文書〕。
 伊達政宗成島八幡宮門神御殿を造す。
 鮎貝氏、伊達氏に服従す〔鮎貝の歴史〕。
 鮎貝成宗、鮎貝城を築く〔鮎貝の歴史〕。
 伊達政宗卒、氏宗継ぐ。
 鮎貝の相応院開基、鮎貝氏の祈願所という。
 伊達氏宗卒、持宗継ぐ。
 永泉寺開基という。
 僧宥日、遍照寺を中興す。
 鮎貝宗盛、飯沢専太夫を賞す〔飯沢家文書〕。
 伊達持宗、高玉瑞竜院を開く
 鮎貝成宗卒、鮎貝瑞岩寺開基。
 伊達持宗卒、成宗継ぐ。
 伊達成宗、成島八幡門神御社壇を造立。
 高玉瑞竜院勅願の繪旨を受く。
 伊達成宗卒、尚宗継ぐ。
 伊達尚宗、子植宗と争う。
 伊達植宗、安久津八幡社を修造す。
 この頃横越の臼力沢金山開くという〔鈴木家文書〕。
 鮎貝氏高玉館を築くという。
 鮎貝常安寺開基。
 荒砥金鐘寺、山口治部墓碑銘。

足利義持征夷大將軍。

將軍足利義教。

將軍足利義政。

將軍足利義尚。

| | |
|-------|------|
| 永正六 | 一五〇九 |
| 永正九 | 一五一二 |
| 永正十一 | 一五一四 |
| 永正十七 | 一五二〇 |
| 大永元 | 一五二一 |
| 大永三 | 一五二三 |
| 大永八 | 一五二八 |
| 天文二 | 一五三三 |
| 天文四 | 一五三五 |
| 天文五 | 一五三六 |
| 天文十一 | 一五四一 |
| 天文二十二 | 一五五三 |
| 永禄二 | 一五五九 |
| 永禄四 | 一五六一 |
| 永禄七 | 一五六四 |
| 永禄八 | 一五六五 |
| 永禄九 | 一五六六 |
| 永禄十一 | 一五六八 |
| 元龜二 | 一五七一 |
| 天生二 | 一五七四 |

伊達尚宗、越後戦について将士に檄文を出す。

鮎貝氏の家臣仲川重長の子、三郎、四郎兄弟北条、三浦の戦に参加戦死

〔中川氏系図〕

伊達植宗、山形斬波義定と戦う。

伊達植宗、龍島院に横越の地外を安堵す。

伊達植宗、陸奥国守護職となる。松岡土佐守に黒藤郷細越在家外を安堵する。

鮎貝宗朝（定宗）成田村飯沢五郎兵衛に安堵状を出す

〔飯沢家文書〕

伊達植宗、蔵方法度を定む。

伊達植宗、棟役銭を定む。

伊達植宗、塵芥集〔伊達の国法〕を定む。

これより十七年まで伊達晴宗、父植宗と争う〔天文の乱〕。鮎貝盛宗、湯村一族に

反晴宗の書を出す。

伊達晴宗、天文の乱の結末として各将士に安堵状を出す

〔晴宗公采地下賜録〕

鮎貝盛宗、成田村飯沢五郎兵衛に安堵状を出す。

桑島三郎左衛門、黒藤の熊野堂再興す。

伊達晴宗隠居、輝宗継ぐ。

伊達植宗卒。

鮎貝盛宗、白兔の横沢三郎佐衛門に安堵状を出す。

伊達輝宗、遍照寺に安堵状を出す。鮎貝盛宗、飯沢五郎兵衛に安堵状を出す。

瑞竜院一翁、最上義守に下戸語を授く。

伊達輝宗、最上義光と争う、荒砥方面に転陣。鮎貝氏、芋川に争う。瑞竜

院、高玉氏と問答する〔天正日記〕。金沢寺開基。

北条早雲、三浦道寸を攻める。

將軍足利義晴。

上杉謙信、武田信玄と川中島に争う。

織田信長、足利義昭を奉じて入京す。

| | | | |
|------|------|----------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 天正三 | 一五七五 | 鮎貝常光寺開基。 | |
| 天正七 | 一五七五 | 鮎貝常光寺多層塔在銘。松岡、円心寺長岡五郎兵衛碑銘。 | |
| 天正十 | 一五八二 | | 織田信長殺さる。 |
| 天正十三 | 一五八五 | 伊達輝宗謀殺さる、政宗継ぐ。 | 豊臣秀吉関白となる。 |
| 天正十五 | 一五八七 | 鮎貝宗信、伊達政宗に反し亡ぼさる。宗信の父日傾斎、政宗に仕う。 | |
| 天正十八 | 一五九〇 | 伊達政宗、小田原にて豊臣秀吉に謁す。国分盛重、鮎貝城に入る。 | |
| 天正十九 | 一五九一 | 伊達政宗、葛西、大崎一二郡を賜り移封を命ぜられ生地米沢を離る。蒲生氏、当置賜地方を領し、その部下水野三左衛門は荒砥に、高井権右衛門、村田弥助は鮎貝に在城となる。 | |
| 天正二〇 | 一五九二 | 鮎貝撰津守（宗信Ⅱ忠宗）、最上義光の麾下にあり、楯岡聖王丸より壱万五千疋の地を進ぜらる（近津家文書）。 | 豊臣秀吉検地を令す。 |

2 伊達氏の置賜領有

先に見たように、元弘三年（一二三三）ごろから既に伊達氏の触手は置賜の地に伸びており、康暦二年（南朝年号天授六年、一三八〇）になって本格的な置賜侵攻となり占拠し、高畠城を拠点として置賜経営にあたった。

伊達宗遠の置賜攻略と鎮撫は一日で成った訳ではなく、大凡二百年に及ぶ長井氏の残存勢力を完全に排除し、伊達氏の威力を浸透させるためには、大変な苦心と年月を要している。ましてや時あたかも南北朝動乱の最中であり、東北における有力豪族は南に揺れ北に動き互に侵し合い、一族中にあっても争いあう様相のとき、一朝にして、二百年の歴史を手の平をかえす如く易々と変えることはできなかったであろう。伊達氏の置賜攻略は宗遠―政宗と五年は要したであろうといわれるのはこうしたことからである。

植宗とその子晴宗の争ったいわゆる天文の乱が終って、晴宗が伊達の当主として米沢城に移るまでは、高島が置賜支配の中心であった。宗遠は置賜地方を手に入れたあと、信夫、刈田、伊具、柴田とつぎつぎに領有した。儀山政宗は文武にすぐれ、近隣の地を順次その支配下におさめ、宮城県南部から仙台地方にまで勢力を拡大して行った。室町時代の初めごろには、奥州の大名大崎氏に匹敵する程の実力をもつようになった。伊達氏は代々上洛して將軍に謁見し、政治的地位の向上をはかるため莫大な献上物をしており、植宗の代に至り斬かる政治工作が成功し（？）、平泉藤原氏以来命ぜられなかったとされる奥州守護職に任命されたのである。植宗の代になってからの家臣に対する安堵状が数多く見られ、支配体制の充実がうかがえるようになる。伊達氏についても、各地に見られるように尚宗とその子植宗、植宗とその子晴宗と父子間の抗争が相次ぎ、特に植宗と晴宗の争い（天文十一年～天文十七年）は激しく長いものであった。植宗の代になってその勢力は大崎氏を凌ぐものになったが、越後の守護上杉定実（植宗の三男実元を養子にする話が進められ、北越の地頭中条藤資（江戸時代の初め鮎貝城主となった中条与次三盛の祖）の仲介によってまとまった。しかしこれに反対する勢力が晴宗を抱え込んで植宗方と争うことになり、伊達の家臣はすべて植宗方、晴宗方と二派に分れ、更に近隣の当主として、米沢に本拠を構えることになった。

奥州の守護職になってからの植宗は、安定した政治的地位を利用して、領内の政治に関する施策を実施した。天文二年（一五三三）の蔵方の掟、天文四年棟役銭の制定、天文五年には伊達氏の分国法塵芥集の制定、天文七年段銭の決定と、経済的・軍事的基礎の確立に務めている。天文の乱の終結によって植宗は円森城に隠居し、晴宗は米沢城に於いて家臣への安堵状を整理し、（天文二十二年）「晴宗公采地下賜録」に依り乱後の家臣の領地安定をはかり、領国内の治を一段と強化したのである。植宗・晴宗を経、輝宗・政宗の代にかけて伊達氏の領国体制が確立された。輝宗は天正十三年（一五八五）二本松城の畠山氏を攻めたが畠山氏の謀略にあい殺され、子政宗の手によって夏刈の資福寺に葬られた。政宗は天正十四年（一五八六）二本松城を攻めて陥落させ、天正十五年（一五八七）には鮎貝宗信を攻めて最上に走らせ、その後会津の芦名、須賀川の二階堂氏を滅ぼしている。伊達氏の領域は、会津以北の福島県中通り、米沢地方、宮城県南部にわたる広大な地域となる。植宗、晴宗父子の争い（天文の乱）が晴宗の優位に終結し、領内は安定したかに見えたが、天文二十一年（一五五二）懸田氏の離反、元龜元年（一五七〇）宿老牧野・中野の乱、天正十五年（一五八七）鮎貝氏の叛乱と旧来からの有力地頭の反乱が相次いだ。鮎貝氏との争いを最後に領内は安定の度を増し、いよいよ奥羽の雄としての実力を発揮することになる。

織田信長の全国制覇を受け継いだ豊臣秀吉は、四国、九州を統一し、関東の雄北条氏を小田原城に攻めた。秀吉は伊達政宗に対し小田原攻めへの参陣を促すが、政宗は初め難色を示した。然るに諸般の事情を考慮した政宗は、遂に参陣し秀吉に謁見する。秀吉は会津黒川城において奥羽の処分をし、伊達政宗の支配をしていた伊達郡以下六郡を政宗より没収し蒲生氏郷に与えた。政宗は岩出山城に移封され、八代宗遠が長井氏を置賜の地より放逐してより二百年余り、伊達氏による置賜領有に終りを告げたのが天正十九年（一五九一）である。

3 伊達氏の主な施策

蔵 方 伊達植宗は蔵方の掟（質屋に関する規定）を定め、財貨流通の便をはかった。
の 掟 蔵方の掟之事 伊達文書

- 一、絹布之類者見当半分に可取何も十二つきを限り質之物なかつまじきにおいては子銭可送候事
- 一、武具金物之類者見当三分一に可取十二つきかきり
- 一、鼠喰之事置ぬしの損たるへし
- 一、質之物借事堅可為禁制之事
- 一、雨もりかからば子銭不可取之事
- 一、失物者取代一はいにて可致返弁事
- 一、雖 物取咎になるまじき事
- 一、手札うせは質不可為請但所において口合之儀有之者可為請申事
- 一、就火事賊難蔵方之損失為露頭者置主も可為損但損亡至十無証従蔵主方以本銭半分置手之方へ可弁償之事
- 一、つつもたせ之儀有之者蔵方之誤有間敷也申かけたる輩を可有御成敗事
- 一、日暮候而質之取請不可有之事
- 一、五ヶ年過候者蔵役可被相勤之事
- 一、絹布は五文字金物は可為六文字之事

右条々之旨違犯之輩有之者堅可被処罪科候仍被定法如件

金沢弾正左衛門尉宗朝（花押）
牧野紀伊守景仲（リ）
同 安芸守宗興（リ）
中野上野守親時（リ）
浜田伊守宗景（リ）
富塚近江守仲綱（リ）

天文二 三月十三日

坂内八郎右衛門尉殿

この掟は、質屋の規定であつて土倉（どくら・どそう）ともいわれている。この規定では、質屋が保護優遇されていることがわかる。たとえば、代三条では質物が鼠喰いにあつたときは質屋の損でなく置主の損ときめられている。また、第一二条では質屋営業開始後五年は無税として質屋を育成保護している。この蔵方の掟と後述の「塵芥集」との関係については、蔵方の掟に限らず諸法は塵芥集の規定に遵うとされている。さらに、蔵方の掟公布の背景について、東北地方における急激な貨幣経済の広まりによる蔵方設置の必然性があつたのではないかと指摘されている。

棟 役 銭

伊達家代々の幕府への働きかけが植宗のときになつて実を結び、大永三年（一五二二）陸奥国守護職に任命された。

植宗の領国内の整備充実は、これを期として活発になつたとされている。その一つに棟役銭の徴収がある。棟役銭は現在の戸別にかかる税金であり、守護職のもつ徴税権で戦国大名の財源の一つであつた。植宗は天文四年（一五七六）領内全域にわたつて棟役銭を課税した。

「伊達文書棟役日記」より

一天文四年きのと申吉日

御むねやくひつしの御日記

やう

なか井

一かみなか井 百七十五くわん文

一下なか井 三百七十くわん文

一下なか井 四百六十貫文

しゝと九郎えもん

一やしろ 百六十五貫文

惣以上

七百十貫

飯塚土佐

屋代高助

内谷太郎右衛門

棟役銭の徴収は、地頭層の有する財政上の権限を伊達氏の手に吸収することになり、全領内を実質的に把握したことになる。室町幕府は臨時的な財源として棟役銭を徴収したが、伊達氏はこのような臨時的賦課による収入を恒常的な性格にし、財政的な安定と行政的な施策による領国統一をはかったのである。この棟役銭は守護役棟役銭で伊達氏が各地頭を媒介として領内の百姓から徴収するものである。領内各郡の徴収高は、次のようになる。

置賜郡 七一〇貫、伊達郡 二二九貫、信夫郡 一四六貫二百文、苅田郡 一三五貫、名取郡 九五貫、伊具郡

一〇三貫、宇多郡 八〇貫、柴田郡 一三五貫三百文

以上のような各郡の数字の差は、郡の面積の大小、開拓の進捗度（居住者の多少）にもよるであろうが、領内統治上の施策として考えた場合、『藩制成立史の総合研究』では、伊達氏の守護役免除は豪族等の伝統的在地勢力が強靱だったためになされたのではなく、全く伊達氏への忠節と功勞に対して免許されているのであるとしており、「中世伊達領における豪族層について」（菅田慶恩）、『形書の考』^上と歴史の改訂^下では郡庄または地域によって大名権力の滲透度に深淺の差があり、さらに一部には豪族の在地権力により、伊達氏の支配が貫徹し得ない地域も残存していたとする。

塵芥集

伊達氏領国支配の確實性を裏付けるものとして「塵芥集」がある。天文五年（一五三六）植宗によって制定されたもので、伊達氏領国の分国法（法律）である。塵芥集は全文一七一カ条から成り、方言をまじえた仮名書きの和文体で条文は独自性を有し、東北の地奥羽の風土と生活に即したものである。塵芥集のねらいは一言でいえば、地頭領主のもつ裁判権を伊達氏のもとに吸収することであり、また農民からの年貢徴収を安定且確実に態勢をつくりあげることにあつた。さらにまた、伊達領における慣習的な私的復讐の遺制の強固な存在、主人に対する従者の隷属度の強大性、刑事訴訟法における当事者主義的要素の強い残存など、奥羽地方の後進的な現実をふまえて、私成敗の制限禁止という方針によって、地頭領主裁判権の大名領主への吸収をはかることであつた。

次に塵芥集についての研究書、『伊達家塵芥集の研究』（小林宏氏）によって要点を記してみる。

塵芥集の構造的特質について

「貞永式目との継受関係において貞永式目が室町時代に至っても武家の基本法典として尊重され、鎌倉幕府の追加法と共に現行法としての効力を保持した。室町幕府法もまた貞永式目の追加法であつた。塵芥集はこの間にあつて、法の精神は式目を継受しながらも、その法的効力を否定し、自ら式目に代るべき新法典を意欲的に制定するという体裁をとつている。塵芥集が他法典と異なる独自性は、まさにこの自己完結性、自己主張性にある。」

「また、守護伊達氏による領国内刑罰権の一元的な掌握への志向が強固に存在することを確認し、他国法にしばしばみられる恩給地の質入や売買を禁ずる条文はなく、その境界法も当事者主義的傾向が顕著で、大名領主権の強い干渉を受けなかつた。そして知行地の売買を制限しなかつた伊達氏においては、土地売買法は他にみない程発達し、塵芥集においてもそれに関する詳細な規定が多く存する。売買地に対する伊達氏の安堵状の有する法的効力と、土地売買訴訟に関する証拠法とはその最も注意すべきものである。」

「塵芥集の法典としての形成と内容における独自性の原因は、一応伊達氏の領国構造の後進性に求めることができようが単にそれだけに止まるものでなく、遠く平泉藤原氏以来の奥州に流れる政治の伝統にまでさかのぼって考える必要があるのではなからうか。植宗が伊達氏において初めて奥州支配の正当性の根源たる奥州守護職を獲得したことこそ、その法典の成立を究極的に決定づけるものが存在したように思われる。奥州守護職なるものが他国の守護とは異つて、平泉以来の伝統を受け継ぎ、幾内にあつては

於・末・代・面・目・可・過・之・と・ま・で・い・わ・れ、奥州にあつては京都、鎌倉の両公方と並び称せられる官職であつた以上、伊達氏の有する分国法も、また、決して他の分国法と同様な性格を有するものではなかつたはずである。ここに、塵芥集が中世武家法中にあつて異色な存在であるといわれる理由がある。」としている。

塵芥集の内容は、社寺法・刑法・租税法・用水権・不動産法・財産法・質権・売買貸借法・下人法・夫婦法などに分けられる。

- 一条〳 一五〇条 神社・寺院
- 一六〳〳 七五〳 殺害・喧嘩・盗み
- 七六〳〳 八三〳 地頭と百姓
- 八四〳〳 九二〳 用水
- 九三〳〳 一二〇条 売買・貸借・質入
- 一二一〳〳 一二三〳 境界
- 一二四〳 問答
- 一二五〳〳 一二六〳 細工人
- 一二七〳〳 一二八〳 他国(対外紛争)
- 一三二〳 同志討
- 一三三〳〳 一三五〳 問答
- 一三六〳〳 一三八〳 道路
- 一三九〳〳 一四〇〳 地下人の使役
- 一四一〳〳 一五〇〳 下人(逃走)
- 一五一〳〳 一六一〳 罪科人・虚言・盗み
- 一六二〳〳 一六七〳 男女関係(姦通など)
- 一六八〳 武具
- 一六九〳 境界
- 一七〇〳〳 一七一〳 盗み

御段銭古帳

段銭は田銭・段米などともよばれ南北朝、室町、戦国の各時代にあった田畠に対する課税である。

と段銭帳

もともとは勅事、院事などの系譜をひく国家的課税で役夫・工米などと共に、国役といわれた臨時的賦課税である。

南北朝時代の後期になると、実質的国家権力の行使者である幕府の手に移った。室町幕府の重要な財源の一つに棟別銭と並んでこの段銭があり、政所の下に段銭奉行において徴収事務にあたらせた。守護が守護役の一つとして自己の領国内に課した守護段銭や、戦国大名によって課せられた段銭もあるが次第に恒常的なものになり、その領国支配貫徹に主要な役割をになっていくようになる。

伊達氏においても以上のような段銭の賦課徴収がおこなわれており、伊達氏守護役のかなり大きな部分を占めていたことが推測される。伊達氏によって為された「段銭帳」が残っている。これは単に伊達領における段銭賦課状況を示すだけでなく「晴宗公采地下賜録」とともに、戦国期の伊達氏による領国支配の具体的様相を明らかにできる根本的な史料の一つになっている。その現存するものは次のようになる^{(3)(4)について}。

(1) 天文七年九月三日「御段銭古帳」

(2) 天正十二年霜月二十六日「下長井段銭帳」

(3) 天正十三年霜月二十五日「北条」

(4) 天正十五年霜月二十日「上長井」

(1)は天文七年当時の伊達領全域にわたるものであるが、(2)～(4)は現在の米沢市および長井市を中心とする置賜地方の段銭帳である。

(1) 文七年九月三日「御段銭古帳」

これは天文七年当時の、伊達領全域にわたる詳細な段銭賦課状況を示す最も基本的な段銭帳である。現存のものは天文七年の原本ではなく、天正十四年に新に書き写されたものである。伊達政宗が天正十二年九月、十八才で家督をつぎ、二本松城を手に入れ、その後大幅な家臣の知行替を行うのであるが、この時点で伊達領全域にわたる段銭賦課の基礎的台帳が必要となり、写しが作成されたものと推測できる。段銭帳は後に御本帳と称され、そこに記載されている郷村別の段銭高は「本段銭」と称されて、段銭賦課徴収の際の基準となっている。したがって天正十四年の写し作成当時、これが最も古くかつ基本的な帳簿であるとの認識があったことは疑いなく、そのため「古帳」の名がつけられたものであろう。ともあれこの「御段銭古帳」の成立が天文四年の「棟役日記」の成立、天文五年の「塵

芥集」の制定とともに、伊達氏の領国支配権確立に果たした役割とその大きな意義は見逃すことはできない（田代修「戦国期における伊達氏の段銭帳」『日本文化研究所研究報告別巻第4集』所収）。各郷毎の段銭高は次の通りである（下長井分）。

下長井白川より北

- 一、三十貫百文 くろふし（畔藤）
- 一、三十四ズ五百五十五文 つはき（椿）
- 一、三十九ズ九百廿五文 小国御太領
- 一、四十八ズ仁百廿文 おくに 上こほり山かた（小国上郡山方）
- 一、十五ズ八百八十五文 横こし（横越）
- 一、十五ズ四百八十五文 同横こし

此内仁ズ御中館へ引

- 一、三十貫八百文 くろさハ（黒沢）
- 一、三十仁ズ八百文 こいて（小出）
- 一、六くわん文 小白川
- 一、五貫文 きの称さハ

此内七ズ九百三十五文 御下たてへ

- 一、三十九ズ五百六十五文 てのこ（手ノ子）
- 一、四十仁ズ五百文 くハ志んたい（火神台＝勸進代）
- 一、三十ズ五百文 ときにハ（時庭）
- 一、三十ズ仁百文 いか川（五十川）
- 一、百仁十五ズ文 あらと（荒砥）
- 一、三十くわん百文 ミヤ（宮）

- 一、五十〆仁百文 高揃 (高玉)
- 一、仁十三〆七百五十文 中むら (中村)
- 一、三十〆五百文 かハラ沢 (川原沢)
- 一、仁十貫文 いつミ (泉)

こくふんりう

- 一、仁十三〆五百卅文 はきふ (国分領萩生)
 - 一、仁十五〆百文 はきう南かた (萩生南方)
- 此内四〆七〇文御中館御分
- 一、仁十仁〆五百文 なり田 (成田)
 - 一、六十貫文 てらいつミ (寺泉)

此内四〆御中館へ引

- 一、仁十〆文 志ろうさき (白兔)
- 一、四十仁〆五百文 ひら山 (平山)
- 一、四十四〆三百五十文 くさのをか (草岡)
- 一、六十八〆仁百文 くのもと (九野本)
- 一、仁十五〆文 大町かた (九野本、大町方)

千六十くはん百八十文

以上九百仁十仁〆四百文

夫ちん壹〆ニ仁百かゝ里 仁百仁〆九百仁十八文
はゝき代壹〆ニ四十かゝ里 三十六〆九十六文

下長井白川より南

とうへつとうへ仁〆五百文

- 一、四十〆九百文 ほり金 (堀金)
- 一、十三〆五百五十文 下小松
- 一、七〆五百文 おほふね (大舟)

此内十二ヶ四百文御中館ひけ

- 一、三十六ヶ仁百廿五文いさゝハ (伊佐沢)
 - 一、六十三ヶ仁百仁十五文すのしま (州島)
 - 一、三十ヶ六百仁十五文うた丸 (歌丸)
 - 一、十三ヶ六百五十文おく田 (奥田)
 - 一、仁十四ヶ仁百卅五文とき田 (時田)
 - 一、九貫百五十文のそき (莅)
 - 一、十ヶヶ三十文 大つか (大塚)
- 惣成敗七百五十五ヶ仁百四十文
以上六百八十三ヶ三百文
夫ちん壹ヶニ仁百十かゝ里百五十仁ヶ仁百六十五文
はゝき代壹ヶニ四十かゝ里仁十七ヶ三百三十仁文
惣以上千七百仁ヶ九百文

| 郷名 | 段銭高 | |
|----|------|-----|
| | 貫 | 文 |
| 高玉 | 50, | 200 |
| 横越 | 15, | 885 |
| 同上 | 15, | 485 |
| 浅立 | 8, | 075 |
| 畔藤 | 30, | 100 |
| 荒砥 | 125, | 000 |

夫ちんは夫役としての労働課役を銭に換算したもの、ははき代については内容不明であるが、現今の出張旅費ではないかとされている。
白鷹町内の各郷をまとめてみると、第3表のようになる。
横越郷は二分されているが、これについては後述する (本章第三節第5項)。
荒砥・十王・滝野・萩野・中山・菖蒲・下山・佐野原・大瀬は、荒砥郷としてまとめて掌握されていたものであろう。
山口・鮎貝・箕和田・高岡・深山・黒鴨・栃窪については、段銭高が示されていない。これについては「鮎貝氏」のところで述べる (本節第5項)。

(2)天正十二年霜月二十六日「下長井段錢帳」

この段錢帳は、下長井地方の各郷ごとに於ける段錢上納の請け取りを日を追って書き連ねたもので、段錢上納の際、段錢上納者に渡す請け

取りの控として作成されたものであるとされている。段錢高は「御段錢古帳」に記された段錢高(本段錢)の「三分の一」が徴収段錢の基本となり、免除分などを差し引いた残りを上納段錢としていると考えられる。段錢帳に記された当町分を各郷毎に整理してみると、次のようになる。

高玉郷(本段錢五〇貫二〇〇文)

・ たかたまそ(高玉)しかた(庶子方)西大立目分、国分志んちやう殿分、かまた分(鎌田)、平大学分、高森御たい(対屋)のや分(太才)、たさい新蔵人分、合て御段錢「仁貫六十文」うけとり申候

村 上 将 監 殿

加藤主殿助殿

小松掃部左衛門殿

・ 下長井高(玉)揃(庶子方)之そしかた松岡修理分三千五百かりに「七百三十五文」請取候

松岡修理助殿

横越郷(本段錢南方十五貫八百八十五文、北方十五貫四百八十五文)

・ 下長井横越安久津新衛門分千八百苜役に御段錢仁十三文かゝ里に「四百十四文」うけとり申候

安久津 新右衛門 殿

・ 下長井横越本段錢十五貫八百八十五文三分の一に五貫仁百九十五文、此内舟生とう人ハふんより別而百文すみ、出代「五貫百九十五文」

うけとり申候

左馬助殿

・ 浅立郷（本段銭、八貫七十五文）

・ 下長井浅立、梅津彦七分、松岡平六分、合て御段銭「壹貫六百十五文」うけとり候

梅津彦七殿

・ 下長井浅立、下記つくり三百疋役に御段銭「五百文」うけ取申候

梅津伊勢殿

・ 下長井浅立の内御大領とう志う在家御段銭「百三文」うけとり候

おとな 左衛門太郎殿

大いの助殿

黒藤郷（本段銭三十貫百文）

・ 下長井、黒藤西原在家一花とう在家仁間より御段銭「八百仁十九文」うけとり申候

松岡与三左衛門殿

・ 下長井黒藤之内、桑島与一郎分御段銭三分一に合候「七百十文」うけとり申候

桑島与一郎殿

・ 長井黒藤之内、ほそこみ（細越）の在家より御段銭「四百文」うけとり申候

梅津助右衛門殿

・ 「此内天正十壹年の御帳に合候へハ、五百文すくなく候、来年は前とうを可申候、以上」

・ 下長井黒藤之本段銭三十貫百文三分一に十貫三十三文、此内わたり殿の分五間、松岡分仁間、番匠下記同助左衛門とう勘忍分仁間、合て三貫四百七十四文引候て、出代「五貫四百四十九文」うけとり申候

此外に桑島与一郎分より七百十文、又梅津伊勢分おそ（細越）こしより四百文可罷出候也

黒藤へ おとな中

荒砥郷（本段銭百二十五貫文）

- ・ 下長井荒砥の内、みやう阿弥在家七百苅役に仁十八文懸候「百九十六文」請取申候
鉗四郎衛門殿
- ・ 下長井荒砥の内、大塚殿の分千八百苅役に「五百四文」請取申候
平掃部殿
- ・ 下長井荒砥の内、蒲目沢年貢壹貫仁百志りに御段銭「四百仁十文」うけ取候
あその助三郎殿
- ・ 下長井荒砥の内、安久津新衛門分千仁百苅役に御段銭仁十三文志りに「仁百七十六文」うけとり申候
安久津新衛門殿
- ・ 下長井新砥の内、めぐりや在家千九百苅役に「五百三十仁文」うけとり申候
新砥美作守殿
- ・ 下長井新砥の内、法師寺一毛分御段銭「四百十文」請取申候
一毛齋へ
- ・ 新砥の内、関寺仏眼寺分四千苅役に御段銭「壹貫文」請取申候
仏眼寺

以上の段銭上納高を各郷毎にまとめると、第

4表のようになる。

第4表：天正12年段銭上納高

| 郷名 | 本段銭 | 段銭高 | 内 容 | 上納高 | 段銭上納人(沙汰人・請負人) |
|----|----------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 新砥 | 125,000文 | 41,667文 | みやう阿弥在家700苅役に28文懸 大塚殿の分1,800苅役に 蒲目沢年貢1,200志りに 安久津新右衛門分1,200苅役に23文志りに めぐりや在家1,900苅役に 法師寺一毛分 関寺仏眼分4,000苅役に | 196文 504文 420文 276文 532文 410文 1,000文 | 鉗四郎衛門 平掃部 あその助三郎 安久津新衛門 新砥美作守 一毛齋 仏眼寺 |

| | | | | | |
|----|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 黒藤 | 30 ^ノ 100 文 | 10 ^ノ 033 文 | 西原在家，花とう在家仁間より 桑島与一郎分 ほそこみの在家（細越） わたり殿分5間，番匠下記同助左エ門とう勘 忍分仁間 上記の外残り分 | 829 文 710 文 400 文 2 ^ノ 645 文 | 松岡与三左衛門 桑島与一郎 梅津助右衛門 引分 黒藤おとな中 |
| 浅立 | 8 ^ノ 075 文 | 2 ^ノ 692 文 | 梅津彦七分，松岡平六分 下記つくり300 疋役に 御大領とう志う在家 | 1 ^ノ 615 文 105 文 103 文 | 梅津彦七 梅津伊勢 おとな左衛門太郎， 大いの助 (大炊助) |
| 横越 | 15 ^ノ 485 文 15 ^ノ 885 ^ノ | 5 ^ノ 162 文 5 ^ノ 295 文 | 安久津新衛門 1,800 疋役に 23 文懸り 舟生分引残り 舟生分 | 414 文 5 ^ノ 195 文 100 文 | 安久津新衛門 左馬助 舟生とう人 |
| 高橋 | 50 ^ノ 200 文 | 16 ^ノ 734 文 | 庶子方西大立田分，国分志んちやう殿分，鎌 田分，高森御対屋分，太才分 庶子方松岡修理分 3,500 疋に | 2 ^ノ 060 文 735 文 | 村上将監，加藤主殿助，小松掃部左 衛門 松岡修理助 |

段銭高刃本段銭の三分の一となっており、「志り」とあるのは「地利」であり、年貢千疋については二八〇文懸りが普通であるが、安久津新右衛門のように二三〇文懸り、高玉郷庶子方は二二〇文懸りと場所によって差がみられる。また、年貢が地利（志り）記載の場合は地利一貫文に段銭二六一文が普通のようなのであるが、これも場所によって差がある。

①新砥郷

新砥郷は段銭高四一貫六六七文に対し、七筆で三貫三三八文が上納されている。新砥郷は本段銭が一二五貫文と高額のところからみて、現在の荒砥・菖蒲・下山・佐野原・大瀬・十王・滝野・中山がまとめて荒砥郷として掌握されていたものである。段銭高に比して上納高が非常に少ないが、これは鮎貝氏の守護不入分のように、荒砥郷の大部分を所領とする大立目氏などが段銭を免除されていたからと考えられる。

地名としてでてくる「みやう阿弥在家」、「蒲目沢」、「めぐりや在家」は、現在のどこを指すのかわかっていない〔在家については後述する〕。寺名では関寺仏眼寺分、法師寺一毛寺斎などとあつて、その寺の給地があつた。

② 黒藤郷（畔藤）

黒藤郷では、段銭高一〇貫三三文に対し同額が上納されている。また、わたり殿（亘理殿）分以下二貫六四五文が免除高になっている。

地名としては、西原在家は今の西原であろう。花とう在家は「けとう」とよばれ、寛永十四年畔藤村検地帳にでてくる「下道在家」であろう。ほそこみ在家は「おそこし在家」とも「細越在家」ともいい、今の細越であろう。ここで「黒藤、おとな中」がでてくる。これは、おとな百姓ともよばれ、従来の「在家百姓」による農村形態が変化して、おとな百姓を中心とする農村形態になったことを示すもので、この変化は山間部にはなく、比較的生産性の高いところに集中しているといわれ、浅立郷にもみられるが、おそらく高玉郷や横越郷でもこうした農村制の発達があつたのではなからうか。

③ 浅立郷

浅立郷は「御段銭古帳」では「下長井白川より南」としてとらえられ、段銭高二貫六九二文に対し一貫八二三文の上納となっており、そのうち「とう志う在家」は御大領であり、上納人は「おとな、左エ門太郎と大炊助」の二人となっている。

④ 横越郷

横越郷は本段銭で、一五貫四八五文と一五貫八八五文とに分けられている。これは後述する「下地中分」〔本章第三節第5項〕によつて北方と

みなみかた

南方に分けられた結果であり、その段銭高は五貫一六二文と五貫二九五文になっており、合せて一〇貫四五七文であるが、上納高は五貫七〇九文となっている。南方と考えられる方が全額納入となっている。

⑤ 高掬郷（高玉郷）

高玉郷は横越郷と同じく下地中分によって北方と南方に分けられていた〔種宗安増状〕が、段銭高は一本になっている。段銭高は十六貫七三
四文で、上納高は僅かに二貫七九五文だけとなっている。高玉郷は惣領方と庶子方に分けられていると考えられるが、惣領方の記載は
見えない。高玉郷に在る瑞竜院が白兔郷と、火神台郷（勸進代）に段銭（八七文）の免除を持っている。瑞竜院は享徳二年（一四五
三）伊達持宗の開基で、文明一七年（一四八五）勅願所となった程の名刹であるから、足元の高玉郷においては相当の免除地をもって
いたのではあるまいか。段銭免除分は、「東様」、「西様」などのように伊達氏一族の分、由緒分、堰銭、井料免、有力豪族領主層（鮎
貝氏などの）「守護不入」などがあり、さらに「当年ばかり」とする「一年限りの免除分もある。

段銭の上納が惣領方と庶子方に分けられているところがあるが（高玉郷など）、これは各郷における本来の段銭上納者たる地頭給人
に与えられていた「手判」が分割され、惣領方と庶子方でそれぞれ段銭を分納するようになったものと思われる。

白鷹町内各郷の段銭状況を下長井全般の中で見るために、下長井各郷の段銭上納状況をまとめたのが第5表である。

第5表：段錢上納高

| 郷名 | 本段錢 | 段錢高 | 内 容 | 上納高 | 段錢上納人(沙汰人・請負人) |
|-------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 白 兎 | 20 <small>匁</small> 000 文 | 6 <small>匁</small> 667 文 | 6 <small>匁</small> 667 文の内高玉瑞竜院分, 横沢分を引き残り 瑞竜院分, 横沢分 | 5 <small>匁</small> 173 文 1 <small>匁</small> 494 文 | 白兎おとな中 引分 |
| 火 神 | 42 <small>匁</small> 500 文 | 14 <small>匁</small> 167 文 | 梅津助衛門 800 疋 14 <small>匁</small> 167 文の内高玉瑞竜院分 87 文梅津伊勢分 226 文引き 大津ま助衛門預り 168 文 その他残り 高玉瑞竜院分 梅津伊勢分 大津ま助衛門 | 224 文 13 <small>匁</small> 680 文 87 文 226 文 168 文 | 梅津助衛門 菅野藏人主, 火神台おとな中 引分 引分 預分 |
| 草 の 岡 | 44 <small>匁</small> 350 文 | 庶子方 7 <small>匁</small> 273 文 惣領方 7 <small>匁</small> 517 文 | よりとく寺(やうとく寺)分 庶子方 惣領方庶子方両方へ 惣領方 | 492 文 6 <small>匁</small> 531 文 250 文 7 <small>匁</small> 517 文 | 青木彦衛門 くさのおか庶子方 守護不入にて引分 |
| 川 原 沢 | 30 <small>匁</small> 500 文 | 10 <small>匁</small> 167 文 | 庶子方 | 2 <small>匁</small> 687 文 | 下郡山藏人主, 蒲生五郎衛門 |
| 寺 泉 | 60 <small>匁</small> 000 文 | 20 <small>匁</small> 000 文 | 大川原文七並に由緒合せて 3 <small>匁</small> 600 文とうち やう分より 342 文 浜田分 1,000 疋, 遍照寺分 700 疋合せて 梅津藤兵衛分(周防) 1,450 疋 上記の外残り | 3 <small>匁</small> 942 文 348 文 270 文 15 <small>匁</small> 332 文 | 大川原文七 引分 梅津周防 成田右馬頭 |

| | | | | | |
|-----|-----------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| | | | 八幡分 上記の外残り | 595 文 4,203 文 | 引分 片倉彦十郎 |
| 平山 | 42,500 文 | 14,167 文 | 浜田殿分 上記の外残り | 1,125 文 13,042 文 | 引分 平山おとな中 |
| 九野本 | 68,200 文 | | 大窪在家 1,500 文役に 大町方 58,540 文に 21 文懸り 大津馬助分 | 315 文 12,295 文 150 文 | おとな孫兵衛 九野本大町方 大津馬助 島貫左馬助, 九野本おとな中 |
| | 大町方 25,000 文 | | 切田役 52,970 文役に少納言, 遠藤 分引残り 少納言分 遠藤屋敷 御東様へ 大石藤三分、3,200 文役に 芳賀対馬分 950 文役に | 8,714 文 1,401 文 1,008 文 652 文 200 文 | |
| 中村 | 23,750 文 | 7,917 文 | くつき彦五郎分 500 文当年ばかり引き 庶子方 5,600 文に 1,560 文の内上記分引け残り | 500 文 1,060 文 | 引分 中村の庶子方 |
| 萩生 | 北方 23,530 文 | | 木村満六分 1,700 文, 只木因幡分 700 文, 湯村 図書分 1,000 文 | 952 文 | 浜田備前 |
| | 南方 25,100 文 | | 萩生南方直納 | 5,672 文 | |
| 泉 | 20,000 文 | 6,667 文 | 瀬成田十郎兵衛分当年ばかり引 6,667 文の内上記の外残り | 750 文 5,917 文 | 引分 遠藤源五郎 |
| 時庭 | 31,500 文 | 10,500 文 | 八幡殿分 660 文, 御中間大学助御はしがき役 520 文 安久津修理助居屋敷並笹の在家 | 1,180 文 1,162 文 | 引分 安久津修理助 |

| | | | | | |
|---|------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | <p>皇中殿より 1ノ300 文, 同なわめん 780 文, かへえより 5ノ500 文, 地り 1ノ420 文, むかしよりのなわめん 220 文, やつおさ 800 疋に 160 文合せて</p> | 8ノ158 文 | 時庭おとな中 |
| 黒 | 30ノ800 文 | 10ノ267 文 | <p>縄免 安久津修理助分 浮免年貢 900 地利に 縄免 3,000 疋役に 泉原方 大塚藏人分当年ばかり御東様へ 半田方 5ノ640 文の内安久津修理助分, 大塚藏人分引いて残り</p> | <p>585 文 180 文 198 文 540 文 2ノ300 文 1ノ620 文 3ノ840 文</p> | <p>大立目右衛門 安久津修理助 おとな鈴木小一郎 佐藤藏人主 おとな中 引分 半田方おとな中</p> |
| 沢 | 34 文 555 文 | 11ノ518 文 | <p>3ノ文志りに てはん大学彦弥筆 2ノ500 文地利に 遠藤四郎左衛門, 下郡近江分合せて 卯和之彦五郎分 惣領方 7ノ地利に, 此の内 300 文引く 安部藤左衛門分惣領式相除き 3ノ地利に 縄免 2ノ志りに 大沼喜エ門分 6ノ地利に 牧野左馬助 2ノ文地利に 532 文, 後藤与三左 エ門分, 平井孫兵衛分 2ノ地利に 532 文合 せて</p> | <p>787 文 694 文 2ノ035 文 1ノ864 文 798 文 530 文 1ノ596 文 1ノ064 文</p> | <p>下郡山肥後守 下郡山大学 掃部助, 新助, 甚助 おとな後藤平三 後藤備後守, 後藤新介 おとな源兵衛, 四郎左衛門 牧野左馬助, 後藤与三左衛門</p> |
| 椿 | | | <p>西大枝分 2ノ地利に 530 文, 大石主計助分 1 ノ地利に 266 文, 良覚分 700 地利に 188 文, 新 藤九郎兵衛分 1ノ地利に 266 文合せて 栗野助三郎分 3ノ地利に 798 文, 大石主計助</p> | 1ノ252 文 | おとな後藤九郎左衛門 |

| | | | | | |
|-------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| | | | 分 700 地利に 188 文, 下郡山大学助分 300 地利に合せて 加藤在家 2 ^ノ 地利に 532 文, 右京在家 1 ^ノ 地利に 266 文 原田下野守分 2 ^ノ 地利に 532 文 | 1 ^ノ 066 文 798 文 532 文 | おとな平兵衛 下郡山甚九郎 管又十郎 |
| 伊 佐 沢 | 36 ^ノ 225 文 | 12 ^ノ 075 文 | 平分 1 ^ノ 200 文, 大石むさの助分いなり田 154 文 目々沢丹後守分七屋敷 目々沢丹後分, 宿の在家, 大石在家, 本かへり在家, 三郎二郎在家, 枚の在家, 別府在家, 西あくど在家, 合せて 12 ^ノ 300 志りに 梅津与五郎分, 枚在家年貢 3 ^ノ 500 地利より 若沢 遠藤下総分, 岩穴在家, 川前合せて 9 ^ノ 500 地利 大窪美濃分 | 1 ^ノ 354 文 550 文 2 ^ノ 760 文 770 文 1 ^ノ 980 文 2 ^ノ 090 文 2 ^ノ 090 文 | 平与八郎 目々沢丹後守 浅倉七郎衛門 平二郎平衛 山口新四郎 曳地四郎左衛門 大窪美濃守 |
| 小 出 | 32 ^ノ 800 文 | 10 ^ノ 934 文 | | 10 ^ノ 934 文 | おとな中 |
| 歌 丸 | 30 ^ノ 625 文 | 10 ^ノ 208 文 | 木村満六分 1,500 苅役に 御太領 3,000 苅役に 窪在家 1,000 苅役に 歌丸方ははき在家 1,000 苅役に 塩幸田 700 苅役に 徳満在家 1,000 苅役に 庶子方 | 420 文 840 文 280 文 280 文 196 文 280 文 | 彦九郎 四釜 松岡美濃助 歌丸新兵衛 志ほから田おとな 大石主殿助 |
| 今 泉 | 21 ^ノ 800 文 | 7 ^ノ 267 文 | 新藤九郎兵衛分 1,900 苅 庶子方前田河文六郎分 500 苅に | 530 文 140 文 | 島貫二郎衛門 前田河文六郎 |

| | | | | | | |
|-----|---------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|---------------------------|
| | | | 庶子方 2,700 疋役に | | 760 文 | 今泉庶子方へ |
| 小白川 | 6 <small>匁</small> 000 文 | 2 <small>匁</small> 000 文 | 遠藤四郎左衛門預地 | | | |
| 手子の | 39 <small>匁</small> 565 文 | 13 <small>匁</small> 188 文 | 庶子方 | | 3 <small>匁</small> 784 文 | 遠藤四郎左衛門 |
| 中津川 | 34 <small>匁</small> 025 文 | 11 <small>匁</small> 342 文 | 中津川丹波直納分 岩倉別当分 中津川伯著分 | 4 <small>匁</small> 501 文 1 <small>匁</small> 125 文 1 <small>匁</small> 852 文 | | 中津川丹波守 |
| 大舟 | 7 <small>匁</small> 500 文 | 2 <small>匁</small> 500 文 | | 2 <small>匁</small> 500 文 | | 守谷伊賀 |
| 奥田 | 13 <small>匁</small> 650 文 | 4 <small>匁</small> 550 文 | 湯目平六分 195 文 4 <small>匁</small> 550 文の内上記をひいて残り、柳沢在家切田役に 2,400 疋に 28 文懸り (上記の内) | 195 文 4 <small>匁</small> 355 文 670 文 | | 引分 守谷伊賀 28 文懸りは当年の並 |
| 下小松 | 13 <small>匁</small> 550 文 | 4 <small>匁</small> 517 文 | せん志う寺 4,400 疋 (千松寺) 下小松 5,040 疋に、大き目につき検見するけんたい寺 | 1 <small>匁</small> 230 文 1 <small>匁</small> 412 文 1 <small>匁</small> 120 文 | | 守谷伊賀 けんたい寺 |
| 中小松 | 44 <small>匁</small> 550 文 | 14 <small>匁</small> 850 文 | 庶子方 5 <small>匁</small> 文の内大塚蔵人分御東様へ 725 文引 大塚蔵人分御東様へ | 4 <small>匁</small> 275 文 725 文 | | 中小松おとな中 引分 |
| 高山 | 13 <small>匁</small> 875 文 | 4 <small>匁</small> 625 文 | 会津上様御分年貢 23 <small>匁</small> 志りに 小梁川殿分年貢 1 <small>匁</small> 600 志りに 上記を除いて残り (4 <small>匁</small> 625 文の内) 高山の志かこうやの事 3,000 疋役に堰銭、入 うめん (井料免) の分に相除 その外 3,000 疋役に 20 文懸り | 1 <small>匁</small> 610 文 112 文 2 <small>匁</small> 930 文 600 文 | | 引分 高山おとな中 志かこうやく |

| | | | | | |
|-------------|----------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 堀 | 40ノ900 文 | 13ノ633 文 | うきしま在家 かたひら在家、屋代八幡別当分 高田在家、ゆはし在家合せて 御大領 3ノ900 文の年貢地利に 惣領方 4ノ998 文の内富塚近江殿分へ当年引 き残り 富塚近江分 庶子方 4ノ500 文の内富塚近江分、鹿保助七 郎分引き残り 富塚近江分 483 文当年引 鹿保助七郎分当年ひき | 303 文 203 文 456 文 778 文 3ノ943 文 | うきしま在家 鈴木十郎衛門 伊藤伯著 うたの助、助左衛門 惣領方 |
| 金 | | | 富塚近江分 庶子方 4ノ500 文の内富塚近江分、鹿保助七 郎分引き残り 富塚近江分 483 文当年引 鹿保助七郎分当年ひき | 1ノ055 文 3ノ705 文 483 文 322 文 | 引分 斎藤孫兵衛、鈴木右馬助 |
| 門 の 目 | 2ノ802 文 | 934 文 | 浜田分 934 文の内上記引き残り | 85 文 849 文 | 引分 かとの目おとな中 |
| 梨 郷 | 32ノ100 文 | 10ノ700 文 | みや木の内 湯村図書分 瓜島の内中村源三郎分、湯村図書助分、あい のはんちやく分合せて 3,000 荻役に | 834 文 840 文 | 湯村図書助 浜田宮内、島貫四郎兵衛 |
| 片 岸 | 23ノ225 文 | 7ノ742 文 | 湯村図書助分切田 2,600 荻 目黒左近分 5,700 荻役に 小島又十郎 2,800 荻役に 湯村藤七分 木村満六分 600 荻に | 728 文 1ノ596 文 784 文 1ノ000 文 168 文 | 湯村図書助 目黒左近 小島又十郎 湯村藤七 菅原次郎左エ門 |
| | | | 松木主計分 1ノ400 地利に 後藤分、北の在家 500 地利に 106 文、ひかけ在 | 295 文 | 松木主計別納 |

| | | | | | |
|------|----------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|
| 沢 | 14ノ653 文 | 4ノ884 文 | 家 1ノ文地利に 211 文, 谷地在家 1ノ400 地 利に 296 文合せて | 613 文 | 後藤 |
| | | | 松木在家 3ノ500 文地利に 前田河助エ門分 片倉三河分 木村満六分 4ノ884 文の内杉目上様分 2間 800 地利に, 鉄 斎分 3間 2ノ文地利に, 遠藤四郎左衛門分 1 間 1ノ200 文地利合せて 4ノ文地利に 844 文 引, 佐竹惣太郎分 4ノ文地利に 840 文合せて 出代 | | |
| 菰 | 9ノ150 文 | 3ノ050 文 | 3ノ050 文の内まつかくら分, 湯目豊後分合 せて 1ノ110 文は守護不入にて引, 鹿又助七 郎分当年引き, 75 文 | 1ノ865 文 | 菰おとな中 |
| | | | 大塚本段銭 10ノ030 文 3分ノ 1 に | | |
| 大塚 | 10ノ030 文 | 3ノ677 文 | 大塚本段銭 10ノ030 文 3分ノ 1 に | 3ノ677 文 | 平掃部, こしや蔵人主, 新藤玄蕃 |
| 大荒塚井 | 5ノ000 文 | 1ノ700 文 | 1ノ700 文の内鎌田与三衛門分 400 文, 大塚く たん分へ 225 文引残り | 1ノ075 文 | 安部彦兵衛, さかい藤七 |
| 洲島 | 63ノ252 文 | 21ノ075 文 | 庶子方小島八郎五郎分, 陶分, 御太領宮崎主 人分合せて | 3ノ611 文 | 小島八郎五郎 |
| | | | 加地藤衛門, 同源三合せて 庶子方 湯目又二郎分 惣領式 | | |
| 菊田 | 5ノ024 文 | 1ノ675 文 | 菊田, まへもり | 1ノ675 文 | きくた, まへもり |
| 関根 | 9ノ500 文 | 3ノ167 文 | 3ノ170 文の内庶子方 6間分 (内 2間守護不入) 600 茹に | 1ノ585 文 120 文 | 小島左馬尉 小島又十郎 |

| | | | | | |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 時 | 24 ^ノ 235 文 | 8 ^ノ 079 文 | 横尾分, 前田河助衛門分合せて守護不入引き 鹿又助七郎分 富塚近江分 8 ^ノ 079 文の内上記除いて残り | 3 ^ノ 343 文 150 文 344 文 4 ^ノ 237 文 | 引分 引分 引分 時田おとな中 |
| 黒川 | 10 ^ノ 200 文 | 3 ^ノ 190 文 | 八日町切田 1,000 疋役に 八日町そえて (上記含めて) | 210 文 3 ^ノ 190 文 | 相田こうまつ丸 大河原二郎左衛門 |
| 玉庭 | 33 ^ノ 500 文 | 11 ^ノ 160 文 | 11 ^ノ 160 文の内 2 ^ノ 900 文引き残り | 8 ^ノ 267 文 | 玉庭おとな中 |
| 高 <small>慧</small> 高 <small>豆</small> | 14 ^ノ 600 文 | 2 ^ノ 636 文 | 2 ^ノ 636 文の内御東御対屋へ 184 文引き残り | 2 ^ノ 452 文 | 高豆 <small>慧</small> おとな中 |
| 露 <small>橋</small> | 4 ^ノ 250 文 | 1 ^ノ 291 文 | 本段錢 4 ^ノ 250 文 3 分ノ 1 に | 1 ^ノ 291 文 | おとな今野与宗左衛門 |
| 吉 田 | 南吉田 27 ^ノ 500 文 北吉田 27 ^ノ 500 文 | 9 ^ノ 167 文 9 ^ノ 167 文 | 庶子方高野 7 間切田そえて 梨の北 800 疋役に 南吉田 9 ^ノ 167 文の内小梁川分 5 ^ノ 131 文御西 様御対屋分 203 文引き残り 水口在家 吉田北方 9 ^ノ 167 文の内新田分 800 文, 鹿又助 七郎分 160 文当年引き残り | 1 ^ノ 190 文 104 文 2 ^ノ 833 文 1 ^ノ 000 文 8 ^ノ 207 文 | おとな島貫 <small>甚</small> 助 大沢右馬助 南吉田おとな中 吉田水口 北吉田おとな中 |
| 郷不明 | | | とうてんふりやうめん (浮料免) 1,000 疋役に 内馬場 1,500 疋に 一斎丸の内容各地田に 1,000 疋 | 280 文 420 文 280 文 | 菅野源兵衛 島貫肥前 志んの十郎兵衛 |

紙渡
の
奨
励
き

伊達氏が紙渡きに意を用いたものとして、次の文書が知られている〔伊達文書『田
形県史』〕。

かみすきもと山へのあん

一、かみすき 一人に 千疋

一、もと山 たいくに 七百五十疋

一、わきもと山 一人に 五百疋

田せん此のふんにゆるし置へく候

天文廿四年十月十二日

財用奉行七人連判

これは、紙漉き人や元山（木材伐採者）などの年貢免除の文書であって、伊達晴宗はこうした措置により生産を上げたとされている。深山をはじめ白鷹町内の紙の産地が、この頃すでに紙の製造を始めていたかどうかについては、『深山紙』（奥村幸雄）によると、「置賜地方の紙すきは、伊達氏が支配していた頃にはすでに行われていたことは明らかであろう。」と述べている。

4 伊達氏安堵状

伊達氏が領地支配を確立するために、家臣に「安堵状」を与え、家臣の地位保全と従属関係を明確にし、且年貢徴収を円滑にして領内の経済と武力の充実を図った。伊達宗遠が置賜の地から長井氏の勢力を駆逐した直後に出されたとされているものに、次の安堵状〔『旧山形県史』〕がある。

鴫谷郷内一字 乗願跡一字

小瀬入道雑給藤九郎跡一所

浮免田六段半一所

作人本願跡田五段大三十歩一所

田六段一所

御正作田五段大三十歩一所

田六段半一所

加倍志幾田二段

一乗散田

右分配之状如件

康曆二年十月八日

伊達宗遠（沙弥）

石田左京亮

萩生郷内

四十九貫八百四十八文 当分限々々

右所配分之状如件 但本配分之状不請取由候之間遂任本目錄判行候畢

嘉慶二年七月四日（一三三八）

伊達兵部小輔政宗

国分彦四郎

以上によつて伊達氏の置賜領有は、宗遠による康曆二年（一三八〇）に断定せず、次の政宗（儀山）の代まで要したであろうといわれる理由である。伊達氏の安堵状は、植宗が陸奥国守護職に任ぜられてから、急速に多く発行された。

植宗までの安堵状
白鷹町内の地名が現われる安堵状は、永正十七年（一五二〇）が初見である〔以下『山形県史』に依る〕。

(1) 一、大立目四郎左衛門所より買地、下長井庄横越郷之内南方五百菰、道満屋敷之内石田三百菰、又六百菰之内

百菰、又身之屋敷前之田副百地、畠百地合而九百菰

一、松木方より買地、下長井庄五十河郷之内木下在家之屋敷一貫五百文之所、石田五百菰、えななご五百菰、合而年貢四貫五百文

一、岡左エ門所より買地、下長井庄横越郷之内道満屋敷石田三百苧、畠
各々任本永代不有相違候、仍為後日証如件

永正十七年四月十日

龍島院

伊達植宗

この安堵状によつて、横越郷は南方と北方とに分割されていたことが解かり、大立目氏、岡氏がこの地に所領を持っていたことが知れる。竜頭院は宮城県柴田郡村田邑むらに在る。横越郷の地名で道満屋敷については、寛政十二年「横越村水帳」〔蚕桑村文書〕にどうまんと記載が有る。いずれも「南方」についての安堵状である。曰力沢金山の「鮎貝氏の独占かくし金山」説は、この安堵状によつて肯定し難い。むしろこの時期においては、伊達氏による採鉱と考える方が妥当と思われる。

(2) 一、下長井先達南蔵所より買地、高揃之郷南之内七百苧、馬場三百苧、沢より南道之上掃部屋敷五百苧、谷地際三百苧、細田三百苧、一つのつぼ三百苧、あいの目二百苧、そり町四百苧、谷地際百苧、水尻五百苧、

一、普濟件より被讓渡候てさく手作、ままの下六百苧、ままの上四百苧、年貢の分七百苧、谷地四百苧、油田助七作千百苧、年貢三貫文之所

一、村上備後所より買地高揃之郷之内、はけの道、林屋敷

各々任本状永代不可有相違候、仍為後日証如件

大永二年三月十九日

伊達植宗

舟生右馬助

(3) 一、岡石見所より買地、下長井庄横越之内北方紀の藤次郎在家之内五百苧

一、松村信濃所より買地四百苧、高野在家四百苧

一、親々所より買地五百苧、耕屋在家の内日光森並山添にて四百三十苧、山道空在家之内新右エ門屋敷野はへ、紀の藤次郎在家の内

一、下長井先達南蔵所より買地、高嶺郷之内千蔵之屋敷田たつ道より南堅田百苧、こしめくり百苧

一、大橋新兵衛所より買地、下長井庄白兔郷之内、窪の在家之内彦右エ門の後四百苧、林のうら三百苧並居屋敷

各々任本状於末代不可有相違候、仍為後日證如件

大永二年三月十九日

松岡土佐の娘方へ

伊達植宗

(4) 一、いしんけん願臣軒(以下欠)之内大沢在家(以下欠)

一、大塚与惣□エ門所より買地、下長井庄大塚之郷内とうほう在家之内田畠並安藤屋敷四郎左エ門成敗之地安藤屋敷二□□

、同(以下欠)屋敷之内五百苧、助五郎、蔵之助屋敷、同外屋敷、三屋敷、同内屋敷之内井上よりひんがし五百地七百苧、

一、桑島藤五郎所より買地、下長井庄寺泉之郷の内田中在家荒所共一字不残、荒砥郷之内畑中在家之内、日光之下川四百苧之内屋敷しとに二百苧、三角畠百地並年貢八百文之所膝五盃らう五貫目

一、雲門庵より買地、下長井黒藤之内、細こえ在家不残

各々任本状末代不可有相違候、仍為後日證如件

大永三年十二月十五日

伊達植宗

松岡土佐守

(5) 一、梅津備前所より買地、下長井くはしんたいの内田千百苧、年貢一貫文之所、黒藤郷之内道明在家一字不残、年貢四貫之所、門

目二沼尻在家年貢三貫三百

一、大石長門守所より地替之地、親土佐守如讓渡

各々於末代不可有相違候、仍為後日證如件

大永三年十二月廿九日

伊達植宗

松岡房

以上、当地郷名が記されている植宗安堵状五通を掲げたのであるが、時に植宗は中央に対し、陸奥国守護職を得るためしきりに運動中であり、又、近隣の強豪に戦を挑み、所領の拡大に東奔西走の最中であつた。これら安堵状のいずれもが、「買地」または「讓地」

等に対する安堵（確認、証明）であり、当時地頭の所領売買はかなり自由に行われていた。

(2)は高掬郷（高玉）が横越郷と同様南方と北方に分れていたことを示しており、先達南蔵（羽黒或いは熊野修験か）、普濟軒、村上備後がこれまでに地頭であった。地名は現在も大凡見当をつけることができるが、「二ノつぼ」については不明である。あいの目は「鮎ノ目」である。

(3)は(2)と同じく大永二年（一五二二）のもので、(1)では南方が見えるが、ここでは北方が出てくる。地頭名では岡氏、松木氏、松岡土佐守などが居ったことになる。

(4)は大永三年（一五二三）のもので「荒砥郷」、「黒藤郷」名が見え、荒砥には桑島氏があり、黒藤郷では雲門庵が地頭である。

(5)の黒藤郷道明在家は、現在の地名には残っていない。これまでの地頭は梅津備前である。

(3)、(4)、(5)の松岡一族は当地方に多くの所領を安堵されているが、松岡氏は伊達氏より中央に派遣されて、伊達氏の中央における地位向上に活躍している。松岡房は松岡土佐守の子である。(4)の荒砥郷からの「漆五盃、らう五貫目」の記載は、漆、蠟が年貢の対象にされていたことを示すものである。

天文の乱と晴宗

この項は、「晴宗公采地下賜録とその考察」【豊武 加藤 言 文化研究
所 研究 別 冊 第 一 巻 所 収】

に依るところが大きい。

公采地下賜録

天文十一年（一五四二）六月から同十七年九月にかけて、伊達氏一四代植宗とその息晴宗との間に、晴宗の弟実

元の越後上杉氏入嗣問題に端を發して内乱が起きる。これが所謂天文の乱で、伊達氏の家臣は二派に分れて相争い、更に伊達氏周辺の大名蘆名、相馬、最上、岩城、留守、国分、葛西、大崎等の諸氏をも巻き込み、伊達氏最大の内乱となったが、植宗の隠居という形で收拾された。この乱中両者は、互に家臣に所領宛行状を濫發した。乱後晴宗はその混乱を是正するため、家臣の知行判書をすべて差出させ、天文二十二年正月に新に判書を交付した。その判書の登録台帳となったのが「晴宗公采地下賜録」である。伊達氏は、頼朝の平泉藤原氏征討の功により陸奥国伊達郡内に地頭職を与えられて以来、ここを本拠として周辺地域に勢力を伸張させていった。伊達氏が特に支配領域を拡大するのは南北朝の内乱及び室町幕府と関東官僚との対立に乗じてである。康暦二年（一三八〇）、八代宗遠は出羽国長井庄地頭の長井道広を攻略して長井地方を支配下に入れると共に、信夫、亘理、刈田、伊具の諸郡をも手中に収めた。さらに、九代政宗は柴田、名取、宮城、黒川、松山、深谷をその勢力圏に入れた。すでにこの時期に後の伊達氏の領国範囲がほぼ決まり、周辺諸氏に対する卓越性を示し始めていた。また支配領地を拡げることにより新たな所領宛行状や安堵状が出され、独立的な領主武士を被官化し、

次第に領国化の方向をたどって行く。在来の領主層との被官関係が明確にわかるのは一三代尚宗の頃からで、それが次の一四代植宗になると飛躍的に進展する。即ち、植宗の安堵状にみられるように（前述）伊達氏家臣間で行われていた所領の売買に対して、伊達氏の安堵状が非常に多くなっているからである。従来家臣間で自由に行われていた所領の売買に対し、伊達氏が安堵状を与えたということは、相対的に全地頭の家臣化が強まることであり、各地頭の所領支配力が弱まることでもある。一方所領売買が広範に行われる結果、地頭間の階層分化が進み、伊達氏一族、宿老層、在来の強豪地頭が所領を集中するのに比して、中小地頭層にあつては、売買によって所領が散在することを意味する。このことは、不安定化した自己の存在を補強するためには、伊達氏の強大な権力に依存しなければならぬことを結果する。このような植宗代の領国体制の進展は、伊達氏の戦国大名化の上で非常に重要性を持つものである。それは大永二年の陸奥国守護職補任や、天文四年の棟役日記の成立、天文五年の塵芥集の制定、天文七年の御段銭古帳の成立となって現われる。ことに棟役日記や御段銭古帳のような伊達領全域の段銭、棟別銭の徴収状況を記録したものの存在は、それらを領内一円に賦課する体制が整っていることを示すものである。この時期の領国化の体制は、所領売買の自由というような古い基盤に立つものであったが、六年間にわたる天文の乱によって今までの矛盾点は新しい領国体制に方向を変えるのである。天文の乱は植宗、晴宗父子の争乱という形をとる。これは嫡子単独相続制という制度に伴って、必然的におこる親子兄弟間の争いの一つだとされている。しかしこの乱は、強豪地頭層の伊達氏に対する反領国化への動きともなるのである。結果は晴宗に優勢という形で、領内は大きく再編成された。植宗方についた地頭の所領は、一部または全部を没収し晴宗方の地頭に宛行い、伊達氏の権力増大をはかったのである。又、一部の名跡相続は伊達氏の承認を受けるようになり、非血族的な家臣の一家、一族制度も確立してくる。天文の乱を通じて植宗と晴宗の間を二転三転と去就した懸田氏は、ついに天文二十一年（一五五二）に反乱をおこして亡び、続いて元龜元年（一五七〇）宿老牧野、中野氏も反乱をおこして亡び、さらに天正十五年（一五八七）天文の乱では植宗方で恩賞を受けている鮎貝氏が叛いて亡び、ここに古い体制に依存する地頭層は消滅し、新しい領国体制が出来て行く。このようにして天文の乱以後、新しい戦国大名が領国形成の阻止要因となっていた古い形態の地頭は次々に亡び、或いは戦国大名家臣に転化してゆき、一七代政宗の頃にその領国体制は最も進んだ形になる。

「晴宗公采地下賜録」に於いて、当白鷹町内に所領を給された地頭への宛行状ならびに当地の各郷に關係するとみられるものは、次の通りである。

(1) 荒砥郷

「天文十一年迄知行通本領不可有相違あらと三郎殿」、これには地名はないが確かに荒砥である。天正十二年の段銭帳では荒砥郷の上納人の中に「荒砥美作守」がおり、同人が若しくは同系のものであろう。状文はこれまでの通り、本領として認めるというものである。天文の乱において、荒砥氏は植宗方についてもかかわらず本領を安堵されたわけである。

天文十一年まで知行の通、買地共に不可有相違、この内遠藤上野よりの買地館の官相のそき候。

加恩の所下長井荒砥の内、鮎貝分・中野常陸介分・荒砥三郎分・大立目彦工門分・松岡分・湯目式部分・称明寺・はうち寺（法師寺）・関寺彼の九人の分相除き候て、その外荒砥の郷残さす遣之也。

彼郷惣成敗、棟役、田銭、諸公事さしおき候。

大立目 伊勢鶴 殿

一説には大立目伊勢鶴は荒砥城主二代目としているが、この安堵状の内容からはそれを知ることにはできない。「遠藤上野よりの買地館の宮」とは椿郷であつて、手の子城主遠藤上野守に加恩として宛行れている。「天文十一年まで知行の通り」は椿郷付近を指し、この方面に居住していたのではあるまいか。

「加恩のところ」として「鮎貝氏共に九人分」を除いた荒砥郷を宛行れ、「惣成敗、棟役、田銭、諸公事さしおく」となつて荒砥城に移つたのではないか。すなわち「加恩のところ、その外荒砥の郷残さす遣之」に力点をおいて考察するとき、天文の乱の功績に対し恩賞として、荒砥郷の「彼郷惣成敗」以下の条文で宛行れ荒砥城主になつたとみるべきではなからうか。しかし、先に述べた「植宗までの安堵状」にもあるように永正十七（一五二〇）年以前に大立目四郎左エ門が横越郷南方に所領をもつており、大立目氏が早くからこの方面にかかわりあつたことは事実である。また、「棟役田銭諸公事さしおく」となっているから、天正十二年（一五八四）の段銭帳にも載っていないのであろう。宛行状の中にある「大立目彦工門」と、大立目伊勢鶴はどのような関係なのか。大立目彦工門は伊勢鶴が荒砥に入った時は、すでに荒砥に所領をもつていたのである。いずれにしても大立目一門と考えられる。「大立目彦工門」については、次のような名跡相続の安堵状が出されている。

「大立目七郎一子無候条、彦衛門に名跡相継がせ候、於末代不可有相違候也

大立目彦工門

同新左エ門娘の方へ」

大立目七郎には子がないので彦工門に名跡を継がせる、とした晴宗の安堵状であるが、「七郎に子なく」とあるから彦工門は七郎の養子となったもので、荒砥に所領をもっていた。

次に、荒砥郷に関係あるものとして、

① 下長井荒砥内の内、川部屋敷二十六貫文之所、同庄時庭之内在家二間合て十三貫文、彼の二ヶ所本領相除候条その替地として、伊具庄西根之内一斉四郎エ門分不残、堀越九郎エ門のあと不残一富田助三郎のあと不残遣置候
小泉伊勢守殿

② 荒砥に候を除き、其外天文十一年まで知行之寺領不可有相違、この本領の中、百生押領せしめ、浜田伊豆・守谷伊賀兩人にたくし候地をも返し遣し候、如前々寺家門前の棟役、諸公事差置候也

東 光 寺

①は荒砥郷の川部屋敷二六貫文のところを小泉伊勢守が本領としていたのを、伊具方面に知行したもので、②は東光寺分のうち荒砥郷にあったものだけ除くというのである（川部屋敷は、現在十王「川部」とみてよいのではないか）。

東光寺は高島町根岸にあった名刹である。

(2) 黒藤郷（畔藤）

黒藤郷の地名は一つもない。然るに、次の宛行状は「黒沢郷」のものであるが、これを「黒藤郷」のものであるとの推定のもとに筆を進める。

「下長井黒沢の郷たり分五間、松岡紀守分けという在家宮在家、松岡將監分きしの在家以上八間除き、其外残さす下をき候、又、馬五匹の飼料を三匹分下をき候、二匹はかひ候可候、各々不可有相違候也、桑島三郎左エ門」。この

第6表：黒藤郷在家名

| | | | | |
|-------|------|--------|----------|------------------|
| きしの在家 | みや在家 | けとう在け | わたり分五間 | 天文二十二下賜録 |
| | | 花とう在家 | わたり殿の分五間 | (天正十二段銭帳) 黒藤郷 |
| きし・岸 | 宮分・宮 | 下道・下とう | | 寛十四畔藤村検地帳 |
| | 宮在家 | | | 現在畔藤地名 |
| | | | | 備考 |

宛行状を「黒藤郷」のものであると推定した根拠について、次の二点がある。その一つは、地名について第6表のよ

うに、天文十三年晴宗公采地下賜録、天正十二年段銭帳、寛永十四年畔藤村検地帳及び現存の地名で、黒藤郷(村)に関して検討した結果、これは「黒沢郷」ではなく「黒藤郷」であると推定した。

さらに、状文の「亘理分五間……以上八間除きその外残さす」について、晴宗公采地下賜録中の黒沢郷に所領を宛行れた伊達の家臣は、原田藤左エ門外一三名であり、地名では壺沼在家(坪沼)外一七も出ているので、本文と照合した場合「黒沢郷」には当てはまらないのである。以上二つの理由によって、この宛行状は「黒藤郷」のものであると考えたのである。

この宛行状が「黒藤郷」であるとすれば、「桑島三郎左エ門」について説明が必要になる。元文元年(一七三六)完成の「米沢事跡考」やこれをうけた史書は、永禄四年(一五六二)の下長井黒藤の熊野社再興の棟札に、桑島三郎左エ門時貞(一書には時興)とあったとする。ところで、この「桑島」について『東根村郷土史』では、「桑原」が正しいと訂正したのである。理由は東根村に残っている由緒書や縁起書(後世のもの)には、「桑原」になっているということからである。しかしこれは、当宛行状や段銭帳、その他伊達

文書等を参照した時、「桑島」が本当であるように思われる。尚、当町広野（元広野村）の佐藤氏所有の「熊野社棟札写し」にも、「桑島三郎左工門」と書かれている。

「わたり分五間」とある亘理氏は、亘理郡の有力な地頭で当時は晴宗の弟が亘理氏の養子となっている。松岡紀守（紀伊守）はずで述べた松岡土佐守の直系で、伊達家の外交担当者であり、以前より「けとう在家、宮在家」を有していたものと考えられる。松岡紀伊守について次の安堵状がある。

下長井成田の内、真言院の寺領、同洲島の内こさと在家両所相除き、其外は天文十一年六月まで知行の通り並西原要害相添え親譲りの地於末代不可有相違、一、いやしきめぐりのてさく其外領分諸役永代さしをき候也

松岡きのかみ

屋代一つの迫の内老母知行の通りあくとの在家不可有相違

松岡きの守

松岡将監は植宗方であつたらしく、ほとんどの所領を晴宗によつて没収されたが、黒藤郷の「岸在家」だけ残されたものであろうか。

(3) 浅立郷

「下長井浅立の内、松岡藤衛門分不残、同分同庄九の本の内遠藤屋敷一間下す、梅津掃部助」松岡藤衛門は、松岡将監同様植宗方について、所領を没収されたものである。

(4) 横越郷

下長井火神台（勸進代）之内、舟生式部より買地一、いちの坪在家、同庄五十川之内、松木太郎より買地一、大谷部在家、同庄横越の惣成敗一、横越知行之通棟役、田銭、諸公事遣之候

大立目衛門 殿

惣成敗は、基本的には郷単位におかれているが、郡庄単位のものもある。これらは伊達氏の代官として檢察権、裁判権を行使するもので、段銭の徴収にもあたっていた。大立目衛門は以前から横越郷に所領をもっていたもので、この時点で横越郷（南方、北方共）の

惣成敗に任せられたものである。外に高玉郷にも（後述）所領を宛行れている。荒砥郷の大立目伊勢鶴、大立目彦エ門とのつながりは不明である。

岡石見より買地、下長井横越の内北方紀藤次郎在家の内切田五百苜、松木信濃所よりの買地切田千四百苜、岡丹波よりの買地切田五十苜各下

舟生 彦五郎

横越郷北方の紀ノ藤次郎在家の位置は、現在のどこを指すのか明確でないが「道家」附近ではないかと考えられる。岡石見よりの買地と松木信濃よりの買地は、共に大永二年（一五二二）伊達植宗が松岡土佐の娘方に安堵した所である。舟生彦五郎は、この外に高玉郷にも多くの所領を宛行れている。

大豪族中野常陸介は、広大な所領の一部として横越郷の地「岡六郎四郎知行の通り残さず」宛行れている。

下長井洲島の内神左エ門五郎分一、中島在家一、はふや在家、屋代の内せんしかさく在家、今野新左エ門分横越にあるばかり除き其外不残、屋代北方の内太才河内分、其後松木弥二郎に下をき候二間の在家永代買渡候地一、上長井平柳の内守谷伊賀の分二門、下長井九野本にくわん阿弥在家各々知行不可有相違候也

湯目 式部

この文面によると、今野新左エ門の所領が横越郷にあったことになる。

(5) 高玉郷

「下長井高玉之内舟生式部知行之通不残、同庄五十川之内卯花藤兵衛分不残、同庄寺泉之内大石三郎エ門分、兼又かの知行之通、棟役、田銭、諸公事差置候、高楡兵部太輔」

これで高楡兵部太輔は知行地の棟役、田銭諸公事を免除されているが、高楡は高玉のことであり、高楡兵部太輔とは『鮎貝の歴史』によると、鮎貝氏の分身で高玉に館を築いて居館し、天正十五年鮎負氏と共に伊達氏に抗して敗れた高玉氏ということになる。

この時点で舟生式部丞は高玉にどれだけの所領をもっていたのか不明であるが、舟生氏は刈田・伊達地方に相応の地を替給されてい

ただここで特記する必要のあるのは、在来の豪族である鮎貝氏の分身高玉氏が、当然鮎貝氏の庇護下にあり（天文の乱においては鮎貝氏と共に晴宗に抗したかどうか不明だが）、この時点ではつきりと晴宗の従属下に入り、所領の宛行いを受けたことである。高玉郷にはこの外多くの地頭が所領を有し、さらに瑞竜院のように伊達持宗によって建立され勅願所となった有力寺院の所領もあつたと考えられるから、高玉郷における高玉氏の力はそう大きなものではないとみるべきであろう。

下長井伊佐沢之内本領屋敷手作、加恩の地同郷の内一、八幡田くほの在家、一、不動田松沢在家、同庄高玉之内熊野てん、一、諏訪てんこれは山除きて、地藏てん、十日てんこれは三百苧除て各々下

平 大学助

平大学助は、伊佐沢に屋敷をもち同地方の外、高玉郷の熊野田・諏訪田・地藏田・十日田の地を宛行れたのである。高玉郷の以上の地はいずれも「高玉郷北方」である。現在熊の目・諏訪の台・地藏屋敷として字名を残している。

「下長井庄高玉之内櫻田兵衛分遣之、仍兵衛召出候上は返しおかれへく候、大立目衛門」
大立目衛門は横越郷(4)で上述したように、横越郷に所領を宛行れ惣成敗に任ぜられている。桜田兵衛は、これまで高玉郷にどの程度の所領を保持していたのか解からないが、何等かの事由によって召放しの状態になっているものと思われる。

下長井先達南蔵より買地、高玉に南方の内七百苧、一、沢より南道の上三百苧、一、掃部屋敷五百苧一、谷地際三百苧一、細田に百苧一、いのち坪三百苧一、あいの目二百苧一、雪舟町四百苧一、谷地際百苧一、水尻五百苧一、普濟軒より相譲られ候手作、馬場の下千六百苧一、ままの上四百苧一、沢端七百苧一、谷地四百苧一、油田助七作り千百苧、村上備後より買地高玉の内はけの道、林屋敷、同所切田五百苧各々下

舟生 彦五郎

この史料ですぐ気が付くことは、ほとんど同文の安堵状が、三一年前の大永二年（一五二二）伊達植宗から舟生右馬助に出されていることである（前掲）。若干の違いはあるが、同文とみなしてよい。即ち大永二年に植宗から安堵された舟生右馬助の分がそっくりそのまま天文の乱後、その子か一族であろう舟生彦五郎に安堵されたのである。合計で八千二百苧となる。谷地際・細田・鮎の目・そり

町・馬場・油田・はけ等の地名は現在も残っており、掃部屋敷は天正十二年段銭帳に出てくる小松掃部左エ門と推定される。村上備後は今に地名を残す「備後館」に住む高玉の土豪であったのか、前後の關係はわからない。ただ、館の跡が最近まで残っており

館の項参照、本章第三節第二項、館跡から板碑（半欠）が発見され、（端電院棟）筆る。

成地帯刀分上長井桐原の内、たった在家、下長井大塚荒井の内一かうや此在家一間の棟役、田銭、諸公事さしおき候

同庄中小松の内一、りうさう在家一、七郎在家、同庄苳の内切田六百苳、二百畠、町屋敷一間、同庄高玉の内中島在家、伊達西根飯田の内国井丹後の分切田五百苳、各下

鎌田 与惣工門

高玉郷の中島在家は、現在の「中島」であろう。「中島」の附近には、本館・雷神堂・島地藏などの地名があり、佐藤勇一氏祖先の住地であった（現在鮎貝）。

鮎貝氏については御段銭古帳、天正十二年段銭帳などには全くその記載のないところから、山口・鮎貝・箕和田・高岡・深山・黒鴨・柄窪等最上川左岸の最北部一帯は、従来よりの有力豪族である鮎貝氏だけの「一円知行地」として伊達氏領内においても一目置かれたところとされている。天文の乱において鮎貝盛宗から、湯村一族に宛てた文書や「千麻小太郎宛留守景宗条書」によって明らかのように、鮎貝氏は植宗方として晴宗に抗した。ところが天文の乱の終結した時点で、鮎貝氏が領有しているとみられる山口郷以下の七郷については、何等の記載も見ない。全然記載が無いということは、やはり従来通り鮎貝氏の所領として半独立的な存在を認めたとしたことであろう。しかし置賜北部の大豪族鮎貝氏も天文の乱の終息と共に、次の宛行状によってはっきりと晴宗の傘下に入ったことになる。

一、下長井成田の内、一、若宮分、一ふうきう在家、一さくま在家、一高林在家、一金六在家、一しみん堂在家、一もうき分、一たきしよ分切田六百苳、一、関之在家、同庄河原沢の内、惣領方卯花藤兵衛の分、一いきう在家、一つちの在家、同庶子方、一沢端在家、一白山てん、一岡部在家、同庄草の岡惣領方桜田兵衛分、一こた田在家、一つるまき在家、一とののはたけ、一うつきた在家、一南あたり在家、一ついつく在家、一中田八百苳、一宿世田八百苳、同庶子方、一なんせん屋敷、一しかま在家、一勘解由屋敷、一不動てん、一さら屋敷、一そうきう屋敷在家、一ひつき屋敷、一蓬田在家、一切田五百苳、一せうみやう寺屋敷、一二府在家、一四光寺てん、一石田在家、一さやまき在家、一きうり在家一間、牧野弾正分を除き候、一にたいこ在家、一もてき在家

の内切田八百疇、同庄白兔の内、一やましる在家、一とかくし在家、一豊後屋敷、一大夫屋敷、一とうてん、一切田千二百疇、一はのき六百疇、一佐野伊勢屋敷、同手作四百疇、一大橋屋敷手作五百疇、一蒲生作り七百疇、一、宮てん二百疇、彼の所とも可レ為二守護不入一候、是等之所領遣置者也、無相違可有知行候也、仍證文如件

鮎貝兵庫頭 殿

このように鮎貝兵庫頭は、成田郷で九カ所、河原沢で惣領方二カ所、庶子方三カ所、草の岡郷で八カ所、庶子方一七カ所、白兔郷で一一カ所合計五〇カ所宛行れ、しかも、その全部について「守護不入」の特権が与えられた。鮎貝郷を中心とする旧来の七郷に加えて、荒砥に若干、それに成田・草岡・白兔・河原沢の各郷に所領を得たのである。このうち成田・草岡・白兔は、伊達氏の宿老中野常陸介の本領であった。

ところで何故宿老中野常陸介の本領を他地方に替えてまで、これを鮎貝氏に宛行つたのであろうか。このことについては、中野常陸介に対する宛行状の中に理由の一端を知ることができる。即ち「鮎貝兵庫頭忠節により、其方本領一成田、一白兔、一草岡彼三方所相渡候事理不尽に候へ共、晴宗ためとして各々意見にまかせ相遣候、其替の地として下長井小出不残下置候」とある。晴宗に反抗した鮎貝氏を「忠節により」とし、「理不尽に候へ共、晴宗ためとして」各々の意見にまかせることにした、というのである。これは明らかに天文の乱についての恩賞ではなく、鮎貝氏に対する攻略的なものとみななければならぬ。もつと立ち入って想像を逞ましくするならば、天文の乱の收拾について鮎貝氏は、条件をつけてこれに応じたのではないか。『鮎貝の歴史』のように「白川以北が鮎貝氏の所領」であったとするならば、復権の一部と考へ得る訳である。乱の收拾という至上命令によつて、理不尽ながらも晴宗はこれに応じたのではないか。しかしこれはあくまでも想像である。また、別の見方をすれば、在来の地頭鮎貝氏は旧来の権益の確保、更に拡充と旧勢力を挽回しようと努力したのであろうし、一方伊達氏は支配領域のすみずみまで権力の浸透を図つたであろうから、そこに利害相反するものが生じたことは当然である。伊達氏は鮎貝氏に対し、如何にして意の如く支配できるかを考えており、穿つた見方をすれば「ねらつていた」ともいえる。

「下長井白兔の内、原田内記分残さず遣之候 鮎貝兵庫頭」

前記白兔郷内の各在家の外、原田内記分も給された。こうして置賜北部の雄鮎貝氏は、更に強固な地盤をもつことになった訳である。しかしこうした戦国期における有力武将の虚々実々の策略も、天正十五年に伊達氏に対する鮎貝氏の反乱という形で幕は閉じ鮎貝氏は亡び、伊達領内は内的には一応の鎮静をみることになる。

伊達氏領期中で大きな区切りとされている天文の乱終息の時点で、下長井地方の所領状態はどうであったかを知るために、現在の飯豊町以北について「晴宗公采地下賜録」を各郷毎にまとめてみると第7表のようになる。

| 横越 | | | 浅立 | 黒藤 | | 荒砥 | | | 郷名 | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-----------------------------------------------------------------------------|-------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|------------------------------|-----|
| 中野常陸介 | 舟生彦五郎 | 大立目衛門 | 梅津掃部助 | 松岡紀伊守 | 桑島三郎左エ門 | 大立目伊勢鶴 | 東光寺 | 荒砥三郎 | 小泉伊勢守 | 地頭名 |
| 岡六郎四郎知行の通り、 | | | 松岡藤エ門分残さず。 | | | 荒砥に候を除く。 | | | 荒砥の内、川部屋敷二六貫文の所本領除く（伊具庄に替地）。 | |
| 岡石見より買地横越の内、北方紀藤二郎在家の内切田五百苜、松木信濃所より買地切田千四百苜、岡丹波より買地切田百五十苜各々下。 | | | 横越の惣成敗。横越知行の通り棟役、田銭、諸公事遣す。 | | | 天文十一年まで知行の通り買地共相違あるべからず。この内遠藤上野より買地館の宮除く。加恩の所荒砥の内鮎貝分、中野常陸介分、荒砥三郎分、大立目彦エ門分、松岡分、湯目式部分、称名寺、法師寺、関寺、かの九人の分除いて、その外荒砥の郷残さず遣す。彼の郷惣成敗、棟役、田銭、諸公事さしおく。 | | | 天文十一年まで知行の通り本領相違あるべからず。 | |
| 下長井成田の内真言院の寺領、同洲島の内こさと在家、両所相除き、その外は天文十一年六月まで知行の通り、並に、西原要害相添え、親譲りの地、於末代不可有相違。居屋敷手作其外領分諸役永代さしをさ候。 | | | 亘理分五間、松岡紀伊守分けとう在家、宮在家、松岡将監分きしの在家、以上八間除き、その外残さず下おく。又、馬五匹の飼料を三匹下おき、二匹は飼い候べく候。 | | | | | | | |

内 容

| | | 白 兔 | | | | | | 高 玉 | | | 横 越 | | |
|------------------------|------------------------------|----------|------------------------------------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------|------------|---------------------------|----------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------|------------|
| 松木 式部 | 大窪 龜千代 | 大塚 信濃 | 原田 松鶴丸 | 湯目 雅楽丞 | 鮎貝 兵庫頭 | 内馬場 但馬 | 鮎貝 兵庫頭 | 鎌田 与惣工門 | 舟生 彦五郎 | 大立目 衛門 | 平 大学助 | 高楡 兵部大輔 | 今野 新左工門 |
| 藤からまき在家、棟役、田銭、諸公事さしおく。 | 天文十一年六月まで知行の通りの内、白兔郷四貫文の所除く。 | ほそや在家。 | 天文十一年六月まで知行の通り不可相違。この内、白兔の内三十一貫二百文の所相除く。 | 片倉老岐より買地しつの在家。 | やましろ在家、とかくし在家、豊後屋敷、太夫屋敷、とうてん、切田千二百苧、はの木六百苧、佐野伊勢屋敷、同手作四百苧、大橋屋敷手作五百苧、蒲生作り七百苧、宮田二百苧、守護不入。 | 飯塚方より買地桐島在家。 | 原田内記分残さず遣す。 | 中島在家。 | 村上備後より買地はけの道、林屋敷、同所切田五百苧。 | 桜田兵衛分遣之、仍兵衛召出候上は、返しおかれべく候。 | 熊のてん、諏訪てん、これは山除いて。地蔵てん、十日てんこれは三百苧除いて。 | 舟生式部知行の通り残さず。棟役、田銭、諸公事さしおく（舟生は苧田、伊達に替地）。 | 横越にあるばかり。 |

| 成田 | | 五十川 | | | | | | | | | | | |
|----------------|-------------------------------------------------------------|----------------|-----|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------------------------------|------------------|------------------------------|-------------|----------------------------|--------------------------|------------------------------------|
| 松岡 | 鮎貝 | 大立目 | 赤間 | 良 | 同源三の娘 | 湯村 | 前田 | 木村 | 牧野 | 松木 | 内馬場 | 高榆 | 松木 |
| 紀伊守 | 兵庫頭 | 衛門 | 備中 | 覚 | | 藤左エ門 | 河右馬丞 | 肥前 | 正左エ門 | 新左エ門 | 但馬守 | 兵部大輔 | 三河 |
| 成田の内真言院の寺領を除く。 | 若宮分ふうきう在家、さくま在家、高林在家、金六在家、しみんとう在家、もうき分、たき所分切田六百苧、関の在家、守護不入。 | 松木太郎より買地大谷部在家。 | 切田。 | たうき屋敷、島在家、めう島作り。 | 松木大夫より買地宮代四郎兵衛作り千苧並に七十苧、ままの下五百苧、中田百苧、以上年貢三貫文、沢端五百苧、中田二百苧、古館の越四百苧、けい蔵の前島副て。川は屋敷残さず、並に戸内四百文、豊前作り五百苧、野添五百苧、油田三百苧、太郎左エ門作り二百苧、沼田三百苧、越中のかきつさ二百苧。 | そう塚在家。 | 小国蔵人知行の通り残さず、大立目新三郎分、かみ三百苧、下五百苧。 | 松木大和分屋敷手作、かちか在家。 | 松木方より五百苧、高はたけ四百地、杉の町二百苧、三百島。 | さうきう在家の内手作。 | 小幡方より買地土屋在家、松木方より買地小牧山残さず。 | 卯花藤兵衛分残さず。棟役、田銭、諸公事さしおく。 | 屋敷手作、松木方より買地切田千三百苧島副て。松木下総より買地二百苧。 |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------------------|--------|---------|--------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------|-----------------------------------------|------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 川原沢 | | 草の岡 | | | | | 火神台 (勸進代) | | | | 成田 | |
| 鮎貝 兵庫頭 | 松木式部少輔 | 大塚信濃 | 牧野弾左エ門 | 鮎貝 兵庫頭 | 松木式部少輔 | 松木式部 | 嶺七郎左エ門 | 牧野弾正左エ門 | 平長門守 | 大立目衛門 | 松木式部 | 大塚信濃 |
| 惣領方卯花藤兵衛分いきう在家、つちの在家。 庶子方沢端在家、白山田、岡部在家、各守護不入。 | | さき在家預置。 | あかり在家。 | 高橋又十郎買地、松木七郎左エ門よりむかい田千疋、平新助よりむかい田八百疋、松木方より六百疋、松木七郎左エ門より羽黒堂田千五百疋。 | 庶子方なんせん屋敷、しかま在家、勘解由屋敷、不動田、皿屋敷、そうきう屋敷在家、ひつき屋敷、蓬田在家、切田五百疋、せうみやうし屋敷、二府在家、西光寺田、石田在家、さやまき在家、きうり在家一間牧野弾正分を除く、にたいこ在家、もてき在家の内切田八百疋、守護不入。 | まさかわ在家、参太郎在家預り置く(川原沢さき在家共年貢八貫文)。 惣領方桜田兵衛分こた田在家、つるまき在家、との島、うつきた在家、南あたり在家、ついつく在家、中田八百疋、宿世田八百疋。 | 知行の通り、棟役、田銭、諸公事さしおく。 | 源二郎在家。 | 平新助より七百疋、平長門よりひるくち在家の内八百疋、同屋敷、松岡より杉の在家。 | 火神台の内屋敷手作。 | 舟生式部より買地いちの坪在家。 | 搭の越在家。 長作より買地石河分切田二千疋、志村右近分切田二千疋、大塚信濃分切田二千疋、同右近分千束田七百疋、屋代新兵衛分九百疋、各々下。 |

| | 宮 | 寺泉 | | | | | | | | | | | | 大町 孫五郎 | 中津川三郎四郎 | |
|---------------------------------------------|---------------|-------|------------------------|-------|--------------------------|------------|----------------|----------------------------|-------------------------------------------------|-----------------|----------------|------------------------|------------|---------|---------|---------|
| | | 片倉 老岐 | 同源三の娘 | 大津 塩地 | 赤間 備中 | 良 覚 | 大河原 助九郎 | 大石 長門 | 片倉 老岐守 | 山地 三郎エ門 | 中野 常陸介 | 中野 常陸介 | 牧野 弾正左エ門 | | | 高楡 兵部大輔 |
| 中野 常陸介 | 片倉 老岐 | 同源三の娘 | 大津 塩地 | 赤間 備中 | 良 覚 | 大河原 助九郎 | 大石 長門 | 片倉 老岐守 | 山地 三郎エ門 | 中野 常陸介 | 中野 常陸介 | 牧野 弾正左エ門 | 高楡 兵部大輔 | 松木 三河 | 大町 孫五郎 | 中津川三郎四郎 |
| 鮎貝兵庫頭忠節により、其方本領成田、白兔、草岡彼三方所相渡候事、理不盡に候へとも晴宗た | 宮知行の通り棟役さしおく。 | 上大沢 | わき山ふつく田、切田、館の屋敷、さくらの町。 | 切田千莉。 | 本領正円在家、寺泉の郷南方より五貫文上候へく候。 | 上はうの分切田千莉。 | 松岡将監より買地上うさ在家。 | 成田紀の守より買地半在家、松木三河より買地さる在家。 | 成田方より買地おい在家、山屋敷残らず、西大立目方より買地やまと在家、松木三河より買地さる在家。 | 大河原助九郎より買地正円在家。 | 松木大和よりあまか町六百莉。 | 大石三郎左エ門分棟役、田銭、諸公事さしおく。 | めよか町切田四百莉。 | さやまき在家。 | うちかた在家。 | |

| 九野本 | | | | | | | | | 平山 | | | | 小出 | | | |
|---------|--------|-------|----------------|------------------|--------|---------|---------|----------------|----------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------|-------|-----------|-----------|--------------------|-----------------------------------|
| 梅津掃部助 | 樋口十郎工門 | 赤間備中 | 大津塩地 同源三の娘 | 浜田備前 | 片倉伊賀守 | 小高二郎左工門 | 大町七郎 | 浜田与四郎 | 湯目式部 | 浜田主計 | 片倉修理亮 | 浜田式部 | 小高二郎左工門 | 原田松鶴丸 | 中野常陸介 | 庄司乳母 |
| 遠藤屋敷一間。 | 兔在家一間。 | 切田千苅。 | 飯田清兵衛より買地中里在家。 | ねんほう在家の内四千苅、三百島。 | 観音別当分。 | つちの在家。 | 大町方十七間。 | 山上美作方より買地切田千苅。 | くわんあみ在家。 | 飯田清左工門分居屋敷、せん阿弥在家、あま酒屋敷、たもの木在家、切田二百五十苅。 | 神将監分齋藤新左工門在家一間同切田五百苅、並にほうそう屋敷、彦八屋敷、細田二百苅、くほの在家。 | 金沢分切田 | はげの下千三百苅。 | 小出郷預りを除く。 | 小出の内、片倉図書より買地大橋在家。 | めとして各々意見にまかせ相遣候、其替の地として小出郷残さず下置候。 |

| 黒 沢 | | | | 時 庭 | | | | | | 泉 | | | | |
|---------------|--------|--------|-------------------------------|----------|-------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------|----------------------------------|--------|------------------------------|------------------|----------------------------------------------------------|
| 安久津孫二郎 | 大塚信濃 | 湯村藤左エ門 | 大立目弥八郎 | 松木内記 | 赤間備中 | 山崎彦兵衛 | 勝見右馬助 | 湯村国松 | 安久津孫二郎 | 小泉伊勢守 | 安久津孫二郎 | 鈴木但馬 | 遠藤備後 | |
| 谷地田在家の内切田七百苜。 | 黒沢に三間。 | 壺沼在家。 | 中島在家、とひ上り在家、瓜島在家、たうせう田、切田五百苜。 | はけの在家一間。 | 細川在家、切田六百苜。 | ままの上在家。 | 天文十一年六月まで知行の通り、時庭の内居屋敷、中屋敷二間の由緒の年貢、地頭へ五貫五百文相渡候て、その外諸役相働かず、この外は恩として下置候。安久津しゆ阿弥より質にとり流し候地左京在家下置く。 | 上の在家、馬場屋敷。 | 時庭の内居屋敷、くほの内千苜。 | 時庭の内在家二間合せて十三貫文本領除く（荒砥、川部屋敷共替地。） | 川原在家。 | 惣九郎在家、法花堂在家の内五百地、上谷地在家の内五百島。 | 牧野紀の守分新野在家、木下在家。 | 家、下田在家、法花堂在家、やこ在家、下谷地在家。浮免切田六百苜、下川原切田百苜、耕屋切田百苜、阿弥陀田一間各下。 |

| 伊佐沢 | | 椿 | | | | | | | | 黒沢 | | | | | | |
|-------------------------|-------------------------------------|---------|---------|-------|-------------|----------------------|-----------------|-----------------------------|---------------|----------|--------|----------|-----------|--------------------|----------|-------|
| 梅津又五郎 | 平 大学助 | 牧野弾正左エ門 | 原田 藤左エ門 | 湯目 式部 | 遠藤 上野守 | 西大枝 松千代 | 湯目 弥三郎 | 良 覚 | 中野 常陸介 | 原田 藤左エ門 | 守屋 監物 | 長江 ひけん | 片倉 式部 | 小高二郎左エ門 | 安久津とうはく丸 | 湯村 国松 |
| 居屋敷手作、陣役、棟役、田銭、諸公事さしおく。 | 伊佐沢の内本領屋敷手作、加恩の地八幡田、くほの在家、不動田、松沢在家。 | 宮在家一間 | 極楽寺一間 | 七尺角棒 | 館ノ宮在家、豊後在家。 | 大立目房其方老母へ譲りの地二郎エ門在家。 | 下郡山因幡分村方の内千五百苜。 | 下郡山石見分中沢在家、田中在家、極楽在家、つちの在家。 | 下郡山三郎左エ門分残さず。 | 新城いん分二間。 | 黒沢館在家。 | 黒沢の内五百苜。 | 黒沢に一間下おく。 | 南七日町在家、町田在家、おっと在家。 | 谷地田半在家 | 長西千苜 |

| 手ノ子 | | 今泉 | | 歌丸 | | | 伊佐沢 | | | | | | | |
|-----|--------|-------------------|--------------------------------|------------------|-------------------------------------|---------|-----------------------|--------------------------------|----------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------------------------------|------------------|
| 良 | 遠藤上野守 | 浜田備前 | 須貝内記 | 歌丸若狭守 | 湯目藤左エ門 | 大立目源三 | 浜田大和 | 徳江隼人 | 桑島新エ門 | 目目沢隼人 | 中野常陸介 | 大塚将監 | 局申続へ | |
| 覚 | けけの在家。 | 手の子の内小白川預置候所相違なし。 | 浜田将監分、浜田彦九郎分、今泉郷棟役、田銭、諸公事さしおく。 | 桑島豊後屋敷並に手作切田五百苜。 | 天文十一年六月まで持来候親譲り水木在家の内七百苜、手作、栗の木田千苜。 | 切田千五百苜。 | 歌丸方より撰津肥前買地屋敷手作、おい在家。 | 川役伊佐沢の事尚義へ遣之候。晴宗知行の時は又、下おくべく候。 | 川井兵部分一間。 | 伊佐沢知行の通り棟役、田銭、諸公事さしおく。 | 公領の内三分一相除き、三分二の所大石在家、ま所在家、三郎二郎在家、杉の在家、別府在家、七屋敷の内、与惣エ門屋敷、五郎エ門屋敷、水上屋敷、八郎屋敷、かち屋敷、十郎エ門屋敷、あくとこの屋敷、大石の内あら屋敷、手塚みやつる屋敷。 | いなり田 | 所務、河前在家、岩穴在家、伊佐沢の郷惣成敗。上り物各是等皆々恩として下。 | 大久保助左エ門知行の通り残さず。 |

| その他 | | 小国 | | | | 中津川 | | | | | | |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|----------------------|--------------------|---------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------|
| 大立目 彦衛門 同新左エ門娘方へ | 大立目宮内少輔 | 後藤 金内 | 大津 塩地 同源三の娘 | 大塚 信濃 | 守屋 監物 | 上郡山民部大輔 | 中津川 伯耆守 | 中津川 大膳 | 中津川三郎四郎 | 塚原 弥九郎 | 遠藤 上野守 | 大塚 信濃 |
| 大立目七郎一子なく候条、彦衛門に名跡相続がせ候、於末代不可有相違（大立目彦衛門荒砥に所 | 本領うち相違の所、加恩として返おき候地、下長井一うるしの内、一しつの在家、一切田千疇各下（これは添川であろうとされている―『添川村史』） | 堀金の内、あゆかいより買地とほく田在家。 | 吉田北方の内、あらと作り三百五十疇。 | いしきた在家。 | 中里在家、今市、大野、上の山、せみ在家、よこ在家、まつさき。 | 中津川三河屋敷、おと在家八間、朝篠在家、屋地在家。 大滝在家四間、杉沢在家五間、上祝沢在家一間、下祝沢一間、玉川在家一間百子在家、舟渡の母 ところ、羽田在家一間、湯の花在家、網代瀬切田、空桶在家、黒沢の名主分、種沢の名主分、尻 無沢の名主分。 | 上原屋敷同手作、高造路、数馬、けいこ屋。 | 四郎エ門在家。 | 中津川の内居屋敷手作、白川在家一間、中津川助兵衛方より質にとり流し候地角在家一間、中津 川の惣成敗、各々知行の通り棟役、田銭、諸公事さしおく。 | 北くほ在家、西叶水在家、沼沢在家、塚原三郎エ門名跡相続について居屋敷手作。 | 西高峯在家、市野々在家、叶水在家、遠藤監物分箱ノ口在家、棟役、田銭、諸公事さしおく。越 後の通路、山中百二十里の内惣成敗。 | 手の子に三間。 |

領あり。

注 黒藤郷の「桑島氏」については、先述したように「晴宗公采地下賜録」では「黒沢」とあるのを、検討の結果「黒藤郷」に入れた。「晴宗公采地下賜録」と各地頭への安堵状本文に、若干の相違が見られる。

5 郷土の地頭

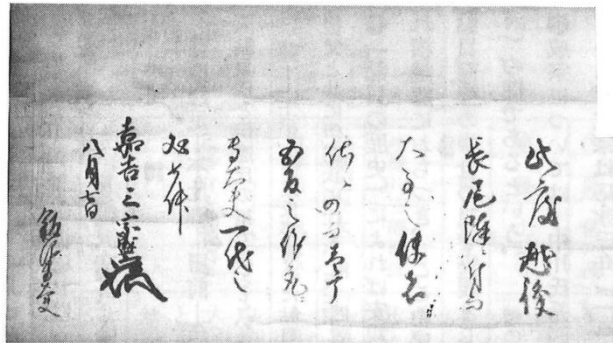
鮎貝氏 中世における当町の地頭では、鮎貝氏が群を抜いている。その系譜について、鮎貝文書、伊達文書、飯沢文書、中川氏系図、『鮎貝の歴史』等よりまとめてみると次のようになる。

(1)系 譜

藤原鎌足―不比等―房前―魚名(平泉藤原氏と鮎貝氏の祖であるという)―鷲取―藤嗣―高房―山陰―兼中正―安親(鮎貝氏と伊達氏の祖であるという)……安親、横越館に居館、横越時代八代約二七〇年不詳……成宗(鮎貝城築城)―宗盛―定宗(伊達氏が認めた鮎貝氏の祖)―盛宗―宗重―宗信(鮎貝城最後の城主)。宗重―宗定(宗重の二男で鮎貝落城後父と共に伊達氏に仕え、天正十九年伊達氏岩出山移封に従い柴田郡堤村に居住。)以下略す。

①『鮎貝の歴史』によれば安親は、平泉藤原氏を頼って京都から奥州に下向し、下長井庄の白川以北の庄官に任ぜられ横越郷におちつき、ここを居館と定め支配したという(横越太郎の伝承もここから出たものである)。さらに伊達、鮎貝両家の中世の祖を安親とし、安親が当地に土着したのは平安時代の末期永久元年(一一一三)〜大治元年(一一二六)の間であるという。

②成宗については、中川氏系図では「大膳太夫鮎貝城主親」としており、『鮎貝の歴史』ではこれを同人とみなしている。成宗は応永三年(一三九六)鮎貝城を築き、横越の地よりここに移り以来鮎貝氏を称したという。応永三年は、



第2図：宗盛書状（飯沢新栄氏蔵）



第3図：宗盛書状（飯沢新栄氏蔵）

を開き祈願所にしたという。成宗の墓所は鮎貝城の西北隅、唐尾川に沿った大壇と称する所に在って、法名は「瑞岩寺殿慈山和世大居士」であると言う（『鮎貝の歴史』）。

③ 宗盛は大膳太夫鮎貝和泉守と称し、「飯沢家文書」（長井市成田）の中に二通（一通は半欠で写しと思われる）の宗盛書状がある（第2・3図）。

伊達氏が長井氏を当地から駆逐したのが康暦二年（天授六年、一三八〇）であるから、既に伊達氏の支配下にあったことになり、伊達氏は北辺の守りを鮎貝氏に命じたものか、それとも『鮎貝の歴史』のように、伊達氏の圧迫に因る領地縮小に伴う措置なのか定かではない。成宗はまた、瑞岩寺を創建し、相応院

イ 此度、越後長尾陣付而、大事之使者仕候、仍而、老丁五反之作取、専太夫一代之処如件。

嘉吉三年八月七日

宗盛花押

飯沢 専太夫

ロ 成田村不中儀^ニ付而、川原^(沢カ) □ 村之山川共^ニ飯沢専太夫 □ 処如件

日

宗盛花押

□ □ 五郎兵衛
(飯沢カ)
□ □ 専太夫
(飯沢カ)

この二通の飯沢家文書は、鮎貝宗盛の存在をはっきりと示す最初の文書であろう。イは山形県の文化指定文書であり、ロの方は左上方が斜に切断されており（欠字の部分）、花押はイと少々異なっていて写しと考えられる。イは南北朝時代以降越後の守護上杉氏と守護代長尾氏の間で勢力争いがあり、文中の「越後長尾陣ニ付而」はこれを指すものと思われ、当時鮎貝氏は守護代長尾氏と関係が有り、鮎貝氏は成田村の飯沢専太夫に「大事之使者」を命じた。嘉吉三年（一四四三）は、伊達氏の置賜領有の康暦二年（一三八〇）から約六〇年後のことで、宗遠、政宗、氏宗によって伊達氏支配の基礎が定まり、時期は持宗の代である。持宗は遍照寺中興や、高玉瑞竜院の創設に意を用いていた。

このような情勢の中にあつて鮎貝氏は、成田村方面を勢力下に収めていたが、成田村に勢力をもつ飯沢専太夫を重用していたものの証であろう（この後も鮎貝氏と飯沢氏との関係は深く続く）。ロは川原沢村の山川に関して、成田村が何等かの権利を有し、その差配について宗盛が、五郎兵衛、専太夫（共に飯沢氏）に権利を与えたもののものである。

④ 定宗（宗朝）。伊達氏は定宗を鮎貝の祖としている。兵庫頭ともいう。

「鮎貝氏姓藤原不知其先、定宗為祖、兵庫親書二通（天文二十二年、弘治三年）今蔵于家、盛宗子安房初称兵庫老称日傾斎、盛次前称宗重、天正十二年性山公告老将营館山城、姑主盛次家此時報親書以謝其辱、其他貞山所賜親書数通今皆蔵于家、盛次有二弟、一日茂平某其裔今無亡、茂兵エ嘗住于羽州下長井庄高玉城、因氏高玉焉、四世而家亡、一日左近宗俱、天正中適京師、宗俱有女子嫁冷泉中納言為尚卿、後水尾帝時改冷泉称今城、其裔称今城」（伊達家譜略記）。

この家譜に見る如く、伊達家においては定宗をもって鮎貝氏の祖とし、その先を知らずとする。しかし、実際には先に述べた如く、「飯沢文書」や「中川氏系図」などに依って成宗、成盛の存在が裏づけられる。当地の伊達氏の家臣を見るときによく引用されるものに、「永正の檄文」(仮称)がある。これは越後領内の争いについて、伊達尚宗が上杉定宗、長尾為景を授けるために、伊達氏の当地方の家臣に出した下知状である。

金沢系図略伝(『旧県史』)

今般越後上杉定実公、長尾為景殿へ為_二御加勢_一、大膳太夫殿御出陣在之候間、我等より下長井之御被官衆_江此旨並_二越後之様体、兼_而長尾殿より之来簡共に披露せしめ置候様にと依_二御不知_一申達候、先於_二越後_一六郎殿始長尾中務少・中条弾正左エ門・斎藤三郎左エ門尉・毛利新左エ門・宇佐美弥七郎等、定実公為_二御下知_一、本庄三河入道、色部修理進、八条修理亮、同左エ門尉、山吉孫次郎、上条弥五郎、桃井讚岐守、石川駿河守等を責被_二相戦_一候、但房能殿見方たるによつて如_レ此候由、又信州衆市川甲斐守殿、小笠原大膳太夫殿、泉信濃介殿、高梨攝津守殿、此等信濃越後之境敷見口・白鳥口と号候所より、六郎殿へ為_二味方_一越州津張之庄_江出張、憲房殿之味方と被_二相戦_一候処、憲房殿被_二打負_一依_レ之関東管領頭定殿為_二報戦_一、自_二上州_一越後に打入被_レ申所、関東衆に打散され、信州衆泉殿領内尾崎之庄と申処_江被_二取除_一候所、又候頭定殿其地_江就_レ被_二打入_一候、又候信州衆相散、高梨方も市川方も泉方も、居館山_江つぼみ被_レ申候由、将又越州蔵王堂・三条護摩堂は、同六郎殿味方に候、如_レ是候条、当国より菰袋殿九拾人、小松殿百人、高畑殿栗野殿百弍拾人、宮沢殿、大津殿、寒河江殿、大立目殿、宮村殿、鮎貝殿、佐野殿・長井殿桑山殿・丹色根殿・大塚殿・上郡山殿各百ヶ弍百五拾までの武頭にて、出張可_レ有_レ之旨御下知に候条、各儀も右の考量にて出勢可_レ有_レ之候、仍催促之廻文如_レ件。

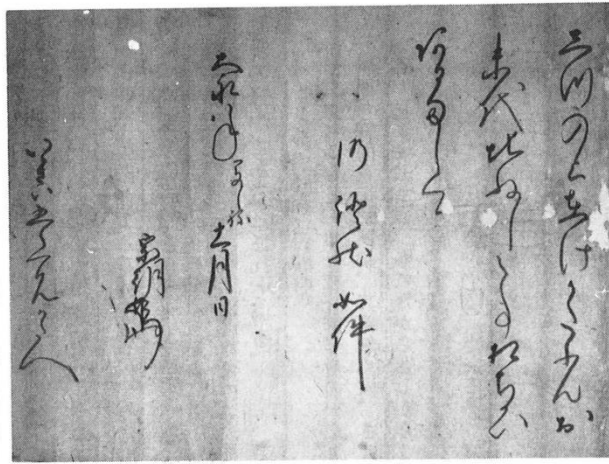
永正六年八月十一日辰之刻

国分平五郎

胤重

高 玉太 郎殿 桑 島 上野介殿
 鈴 木 和泉守殿 五十嵐 左馬助殿
 四竈 五右工門殿 片 倉 八 蔵殿

片 兒 玉 藤 太殿 黒 沢 伊賀守殿 梅 津 隼 人殿 中 村 肥前守殿
 倉 右 京殿 奥 山 大膳助殿 佐 藤 山 城殿 島 貫 兵庫助殿



第4図：宗朝安堵状 (飯沢新栄氏蔵)

これによれば、下長井庄の伊達氏家臣の名がわかり、鮎貝定宗も一〇〇人から二五〇人までの武士を引き連れて参加するように下されている。また、定宗が成田村の飯沢五郎兵衛に出した安堵状がある。

(第4図、飯沢家文書)

志つの上在家片分、於末代、地主之事相ちがいあるまじく候

仍證状如件

大永八年(一五二八) つちのえね十一月 日

宗朝花押

飯沢五郎兵衛方へ

鮎貝氏と飯沢氏の関係は、次の盛宗の代へと続いて行く。
 永正二年(一五〇五)には常安寺を白山山麓に建立、墓所もその境内にあったという。現在の寺は火災後再建したもので、元寺屋敷跡を開墾したとき、棺の金具と思われるものが見つかったという。

⑤盛宗（兵庫頭、太郎左エ門）は鮎貝氏代々の中で、伊達文書に依り、最もその動きを知ることができる。伊達植宗が奥州守護職となり、蔵方法度、棟役銭の制定、段銭の決定、国内法の制定（塵芥集）と矢継ぎ早やに領国の支配態勢を強化した時期、続いて伊達植宗とその子晴宗による伊達氏内のみならず近辺諸豪をもまきこんだいわゆる「天文の乱」の最中であつて、その間をたくみに遊ぎしかも鮎貝氏領の拡大充実をなしとげたのが盛宗なのである。二男茂兵衛に、高玉城に居館させたのも盛宗である。

盛宗の天文の乱に於ける動きを知る文書が、次の二点である。一つは『伊達史料集』年号不明のものであるが、文面から動乱の最中であるとされている。

其口において、日々夜々御辛勞のいたり尽し難く存じ候、随而、昨日も其口へ可ニ相動一候処に、宮よりさのしまへ被ニ参入候間、宮同意相動候条、其儀無く候。さてさて昨日の行、御床敷存候。昨日の御子細越度少々いたし候。その間無ニ御心元一覚召しあるまじく候。さりながら苦しからず候。恐々謹言

七月九日

鮎貝

盛宗花押

湯村 将 監 殿

同 大炊助 殿

同 藤 七 殿

同義之助 殿

同左エ門尉 殿

これは、盛宗が湯村一族に宛てたもので、湯村一族の戦いの場所に盛宗も行くこととしたが、宮（宮村氏なのか、宮の地頭卯ノ花氏なのか、いずれにしても盛宗と同心の者であろう。）が同心して動いてくれたので行かないでしまったとの文面である。天文の乱後の賞罰では、湯村一族の内、左エ門尉を除く四名は所領を没収され、他の一族湯村藤左エ門尉、同国松などが所領を給されている。これによつて、鮎貝氏、湯村氏、宮の地頭は植宗方につき晴宗に反抗したことがわかる。

もう一つは、天文十七年正月留守安房守景宗が千厩小太郎に与えた条書（「伊達世次考」巻九の下）の中に、

「一、長井者、北条、鮎貝、青斗之外、皆出仕于晴宗。一、最上者、義守与晴宗同心、而相議彼辺之見、安心。」

とあり、北条（宮内方面）、鮎貝、青斗（荒砥）は晴宗に反抗したのであるが、天文の乱のしめくりとしてこれまでの安堵状を整理した「晴宗公采地下賜録」において、多分の恩賞を受けたことは先に述べた通りである。

次に、盛宗が発した文書を見る（飯沢文書、第5・6図）。

この頃似合の地も無き故出しおかず候事口惜しく候、仍、御にしへ替の地を相渡し申候はば、志つの上を恩に出し申へく候。心安く存べく候。仍如件。

永禄二年三月二十七日

盛宗花押

飯沢 五郎兵衛 殿

棟役の事いろいろ詫事申候間、此末之事は差置候。仍如件。

追而館の内同前にさしおき候。

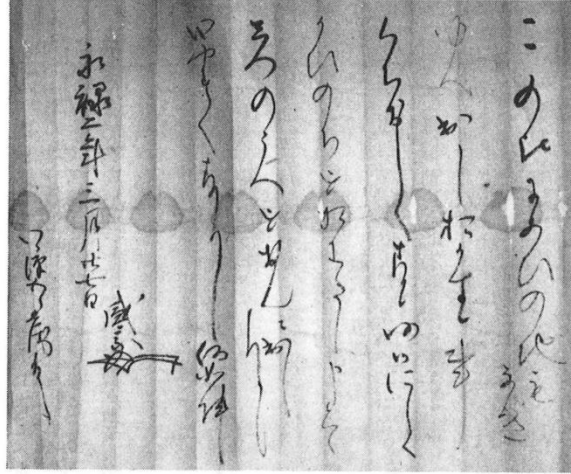
永禄六年三月四日

盛宗花押

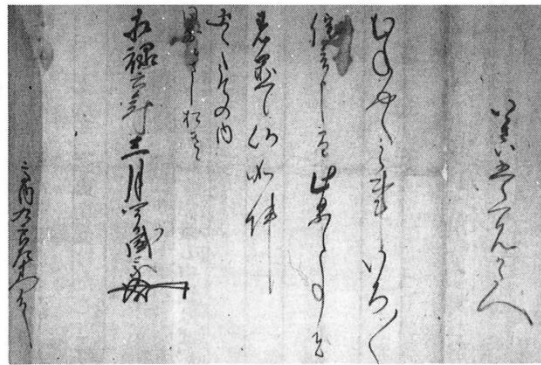
高内九郎左エ門殿へ

鮎貝文書

一、仁貫文之所したみ在家



第5図：盛宗書状 (飯沢新栄氏蔵)



第6図：盛宗書状 (飯沢新栄氏蔵)

た宛行状の中の、とかくし、とうてんの二筆は盛宗が晴宗より受領した白兔郷の一部であり、晴宗から盛宗が受け、更に盛宗は横沢氏に給していることになる。横沢氏は天正十二年の段銭帳に「五十川郷」の段銭沙汰人として記載されているので、おそらくは成田村の飯沢氏と同様、鮎貝氏と関係の深い間柄にあった白兔村の土豪と考える。

成田五郎兵衛之内、他所より人を越可申候由申候間、当年よりは別而さしこし候はばその者共の事は、いくつ越候共棟役を始め

川諸役差置くへく候、それも大持方々はいたすへく候、惣衛門前元よりさし置候もの共の事は、御東の御分にて

- 一、仁貫文とかくし
- 一、三貫文ほそや在家
- 一、九百文せん代作
- 一、六百文とうてん後地

白兔もあつかいに候に付而、棟役、田銭そへ、稲、諸役等於二末代一さしおき候ままの下、畠、林出しおき候。仍為後日之状如レ件。

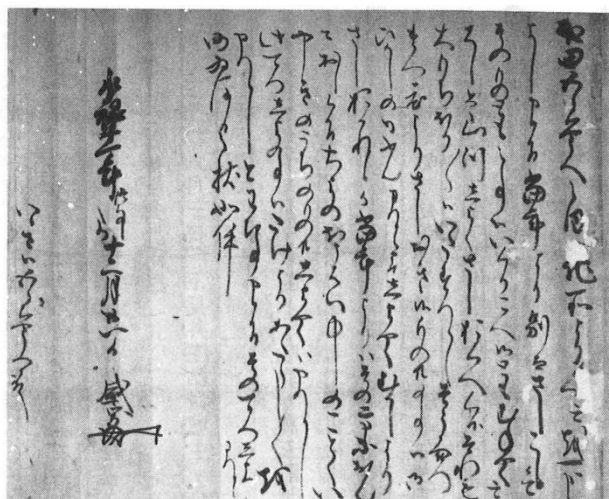
永禄九年丙寅十月九

日 盛宗花押

横沢三郎左工門

同 助七郎

盛宗が横沢氏に遣し



第7図：盛宗書状 (飯沢新栄氏蔵)

候間、諸役昔より差置かれ候か、当年よりはその方に恩に出候間、自余の傍輩中の如く、居屋敷の内の者共諸役は申へく候、此てつ志よの事畠より新らしく越申へく候と、詫言申候間そのてつ志よ申へく候。

仍為後日之状如件

永祿十一年（一五六八） 十二月二十八日

つちのへ
たつ

盛宗花押

飯沢 五郎兵衛殿

そなたへ罷越候後は心元無く存候、はやはや弥の事は定まり候や、又そめ物などの事も、少しも見申候や、ほんないの方に候ハすは、同村いりの与十郎の方なり共承候てよくよく見申候へかすと存候、もし又、二三日もそなたに居申様に候ハハ、この人にくわしく文にて様体を申越すへく候、急きよ候間早々申候。以上

盛宗

飯沢 五郎兵衛殿

参

追而

こなたにての事聞え候ハ、さためて驚き入候へく候。

さりながらゆかしく有まし申上候。

以上のように盛宗は、領内各郷（鮎貝・箕和田・高岡・深山・黒鴨・栃窪・山口）を始め新しく給された白兔・成田・草岡・川原沢、

さらには旧来よりの荒砥へ、それぞれ飯沢氏や横沢氏の如き家臣とも云うべき者を配置していたのであろう。墓所は常安寺にあったという。

⑥宗重（兵庫頭、安房守、日傾齋、実景、盛次、太郎左衛門のすべてが宗重の別名である。）は鮎貝氏の基盤を固めた盛宗の後を継ぐ。嗣子宗信の伊達氏への反抗に因り、名門鮎貝氏の置賜に於ける威勢約四百余年の閉幕を味った悲劇の武将でもあった。宗重は乞われて伊達氏の師傳（守役）になったといわれている。

宗重代に於いて、

天正二年、鈴木和泉による金沢寺開基。

天正三年、宮城助左エ門による常光寺開基。

「性山公治家記録」〔伊達史料集〕に、

「天正二年九月三日、下長井庄鮎貝城主、鮎貝安房宗重、芋川の敵を襲って二人討取り、其首を送り献ぜらる」（伊達、最上戦）とあり、

「天正二年十二月一日晩、瑞竜院と高玉殿問答」〔天正日記〕

天正十二年十月、輝宗は隠居して家督を政宗に譲り、米沢の館山に城を築いて隠居所とした。この時完成までの間、鮎貝安房宗重宅に起居したことが「輝宗記」や、忠宗答書に見えるので、宗重は天正五年四十五才で隠居した後は、米沢において伊達氏の師傳の任にあたっていたものであろう。なお、輝宗隠居所の完成は天正十三年（一五八五）とある。宗重の墓は宮城県柴田郡堤村に在る。

⑦宗信（忠宗、太郎左エ門、藤太郎、攝津守）

鮎貝氏の滅亡はこの宗信代である。その原因については諸説あるが、最上義光が庄内方面に所領を拡大するため、先ず庄内城主大宝寺義興を攻めた。義興は伊達政宗に援を求めた。義光は、政宗が義興を援けたことを恨み鮎貝宗信に働きかけて政宗に背かせた。というの一般的な説である。しかし「晴宗公采地下賜録」のところで述べたように、伊達領に於いてこの時点で在来の地頭として残ったのは、鮎貝氏がその最たるものではなかったか。しかも天文の乱で晴宗に抗しながら、結果的に「晴宗ためとして」多くの所領を増給されたのである。天文の乱後は、天正十五年まで約四十年の間、伊達文書で鮎貝氏の動きを示すものは対芋川戦だけである。置賜北方



第8図：伊達政宗書状 (竹田恵一氏蔵)

の護りとして、ただ黙々としていたのであるうか。伊達氏にとって鮎貝氏は、意のままに存在であり、そこに、最上氏と鮎貝氏の結びつきが表面化した場合、絶好の材料、絶好の機会として一挙に踏みつぶされる立場にあった。

伊達政宗が鮎貝氏を攻め亡したことについては、「伊達日記」、「伊達政宗事蹟考」、「伊達世臣伝記」、「山形県史」、「竹田家文書」、「鮎貝の歴史」など多数の文書、史書に見えているが、その原因については『旧山形県史』は、天正十五年十月四日の項で、「最上義光、政宗の大宝寺義興を援助せることを憾み、謀りて宗信を誘う、宗信之に応じ城に拠りて兵を挙ぐ」と記している。また、争いの始期については「天正十五年三月十三日、鮎貝手切仕り」（『伊達日記』、『旧山形県史』では十月三日の誤りではないかと記している）。「天正十五年十月四日、伊達政宗將に叛將鮎貝宗信と其城に討せんとし宮村に次す」（『旧山形県史』）などあつてまちまちであるが、鮎貝氏の重臣であつた中川氏の家系図には「天正年中主人鮎貝左衛門、政宗公と数度の合戦によつて」ともあり、また「伊達世臣伝記」では

「嫡子藤太郎宗信、不孝にして父と和せず、最上義光の勧めによつて叛逆を図る。宗重しばしば教訓すれども用いず。」とあり、十月十四日鮎貝城攻入以前に紛争が起きていたことを感じさせるが、何月何日からと明らかにできない。

鮎貝一族の内部事情については、一族こぞつて反政宗に結集できたわけではなく、前文で見る如く「父宗重、しばしば教訓すれども宗信これを用いず」で父宗重の従政宗派と、子宗信の反政宗派に分かれていたことがわかる。また、伊達氏の内部においても、最上義光が鮎貝氏に応援を出す可能性もあるので暫く様子を見てはとの家老衆の意見もあつたが、政宗の決断で即刻鮎貝城攻撃となつた（伊達日記）。

鮎貝城攻撃の模様を詳しく記したものはないが、政宗書状（竹田家文書）では、

鮎貝之事出馬に付^而、則令^ニ自落^一候。

早々城中打入候に付^而不具候。恐々謹言

十月十四日

政宗

五郎殿

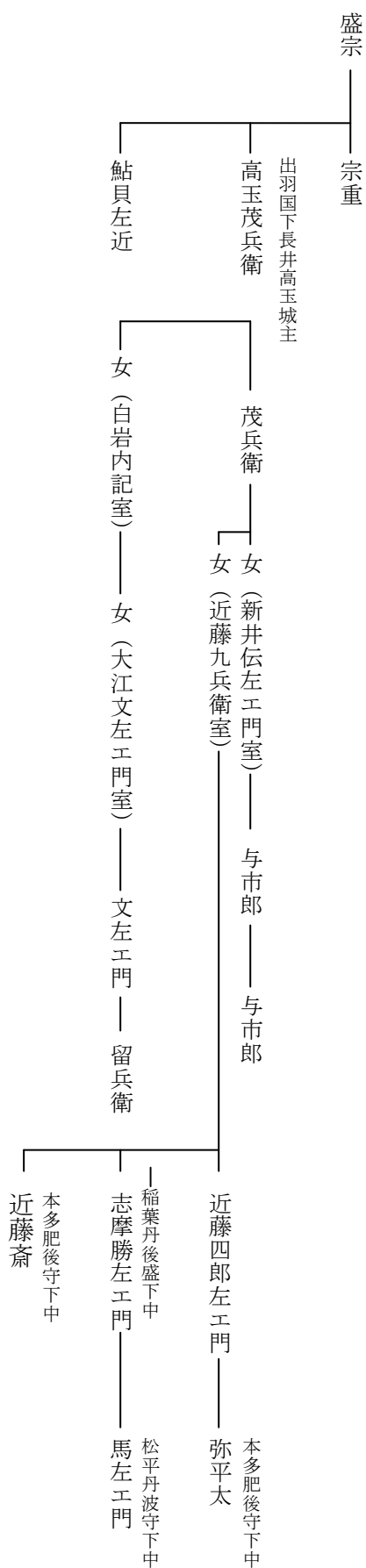
とあり、「最上より一人一騎も御助これ無く鮎貝、最上へ加勢を乞い候へ共、相助けられざる上、政宗公御出馬候由承られ、則最上へ引除申され候間、長井子細なく候」（伊達日記）と、最上へ助力を求めたが援助がなく十月十四日自落したとあるが、最上から一人一騎も助力がないのではなく、「出羽よりの加勢と共に宗信は山形に敗走した」ことを豊臣秀吉小田原攻撃の際、政宗が秀吉の問いに對し答えたとある（『山形県史』資料篇3）。戦いの様子については「麾下の兵をもって急に曲輪を攻めて五十余人を討捕り、所々に火を放ち攻め戦う。宗信頼りに馬を馳せて援兵を最上に請うといえども一騎も来らず、是を以て宗信籠城支え難く、夜ひそかに城を出て逃亡す。鮎貝城に於て逆徒数百人を撃殺す。」（伊達家世臣伝記）と記している。

宗信落城後の消息について各資料共に、「宗信最上へ敗走、その後行方知れず」となっていたが、その後の調査によって、最上家を頼って逃げ、最上義光の四男山野辺義忠の家臣となり、元和八年最上家改易の後義忠に従って備前岡山に行き、義忠は寛永十年水戸頼房に召抱えられ水戸光圀の傳役として家老に昇進したが、宗信は従来通り義忠に従っており、天保七年（一八三六）義忠の子孫義観が海防総司として助川に入ったときも、その行列の中に鮎貝氏があり、義忠に仕えて以来「鮎貝十郎左衛門」と名のり、山野辺氏と行を共にしている（水戸市史編さん係返書）。また、鈴木彰氏（日立市、『幕末の日立』の著書）によると山野辺氏に従って助川城に入った鮎貝十郎左エ門は、山野辺氏譜代の家臣齋藤久弘の第三子で鮎貝氏を継いだが、本家齋藤家の兄病没により生家に戻り齋藤六郎左エ門と称した。その後鮎貝氏は誰によって継がれたか、絶家になったか詳らかでなく、元治元年（一八六四）の天狗騒動（水戸藩内過激派「尊王」派夷と温和派の争い）にも鮎貝氏の名がなく、助川の山野辺家臣墓地にも鮎貝氏のものが見当たらない。結局、鮎貝氏は、伊達氏に反抗して敗れた宗信は水戸方面で、政宗に従った父宗重と次男定宗は気仙沼で、それぞれ子孫を伝えたことになる。

宗信の伊達氏の家臣としての立場を知るものとして、猪苗代盛国が伊達政宗の家督を祝った文書に對する、天正十三年三月十八日鮎貝忠宗（宗信）の答書がある（浜田景依、原田宗綱も出している『山形県史資料篇』歴代古案）。これは、猪苗代氏が政宗へ賀使を送ったとき、忠宗外二名にも祝意を表わしたことについての御札の答書であるが、これにより宗信は、米沢に於いて伊達氏の側近的な立場にあったことを知ることができる。

宗信最上へ敗走後、天正二十年二月楯岡（村山市）に壹万五千疋の地を得ている（茨城県久慈郡近津家文書）。

第9図：高玉氏系図



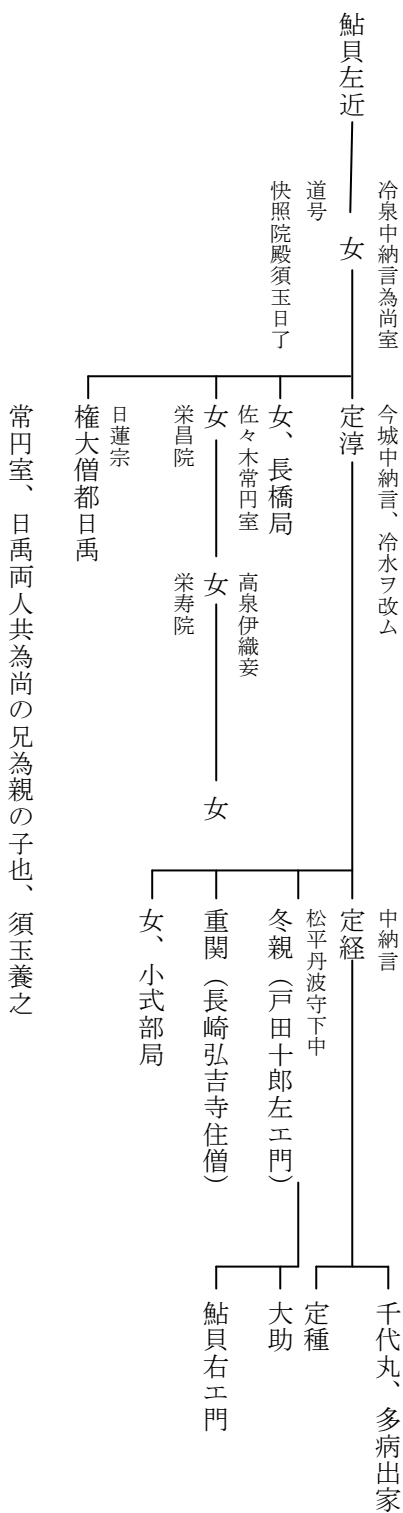
⑧ 宗定（宗盛）——宗統。天正十九年より延宝七年まで八八年間は柴田郡堤村に、次の宗景（盛次）より今日まで気仙沼市今浜に居住しており、その系累は次の通りである。宗重（盛次、日傾斎）——宗定（宗盛・兵庫頭）——宗統（太郎平、右エ門、主膳、越中、陸中松崎に住む）——盛次（宗景、太郎平、兵庫、志摩、内匠）——隆盛（太郎平、兵庫、志摩）——盛益（志摩）——盛辰（主税）——盛栄（太郎平）——盛成（主膳、兵庫）——盛房——盛徳——盛成——盛益。伊達家門閥は一門、一家、准一家、一族、着座宿老、一番座、二番座、三番座等と続くが、鮎貝氏は伊達氏一門を除けば最上位にあった。

(2) 高玉氏

鮎貝氏の系譜の中で見逃せないのは、高玉氏である。鮎貝文書にその系譜を見ると第9図の通りである。

高玉茂兵衛は先述したように、天文二十二年「晴宗公采地下賜録」で示された高玉郷その他を宛行れた「高楡兵部大輔」であると考えられるが、鮎貝宗信の伊達氏への反抗に際して、どのような動きをしたかは知られていない。

第10図：今城家系図



常円室、日禹兩人共為尚の兄為親の子也、須玉養之

「伊達世臣家譜」の中に「盛次二弟あり、一人は茂兵衛某といい、その裔今はなし。茂兵衛かつて羽州下長井庄高玉城に住し、よつて高玉を氏とす。四世にして家亡ぶ。」とあり、四代にわたつて伊達氏の家臣であつたと考えられる。おそらく宗信と行動を共にはしなかつたのであろう（高玉城については本章第三節第2項）。

(3) 今城家

盛宗の三男、鮎貝左近については「伊達世臣家譜」が次のように示している。

「盛次有二弟、一日左近宗俱、天正中適京師、魚嗣家亡（宗俱有二女子嫁冷泉中納言道尚卿）、後水尾帝ノ時改冷泉今城、其裔称今城侍従某是也。」

又、鮎貝家系図（鮎貝家文書）では、第二図に示す通りである。

『鮎貝の歴史』では、鮎貝家の祖安親が、京都に「今城」なる分家を残してきたとするが、これらの史料により「鮎貝左近宗俱」の女の子定淳が今城家を再興したことになる。この今城家と鮎貝家の関係を知る文書が、気仙沼市鮎貝家に有る（鮎貝家文書）。その要

点は、「元治二年（一八六五）、徳川家康二五〇回忌の法要の際、伊達家の名代として日光に行った鮎貝太郎平が、同じく法要に来ていた

勅使、今城宰相中将と対顔し、互に旧来の親類であることを確認し合った。」

というのである。これは、今城家に於いても鮎貝家とは旧来の親類であることを承知していたことを示すもので、「伊達世臣家譜」の内容が誤りでないことを証すものである。

菅田慶恩氏は「中世伊達領における豪族層について」(『山形県の考古と歴史』所収)と題する論文の中で、次のように述べている。

「中世末期、多くの地方においては、下剋上の波のうちに、殆どの守護大名が没落し去ったのに反し、辺境地方では、鎌倉以来の名門武家が豪族層の抬頭をおさえ、依然戦国大名としての地位を確保した。戦国大名として生き残った伊達氏は、天文頃には、少なくとも置賜、伊達、信夫の各郡の殆ど全地域を領国化したといえよう。然しなお未だ一部完全には領国化し得なかった地域も存したのである。例えば下長井庄の西北部に当る鮎貝郷及びその附近の九カ村は御段銭帳古帳にまったく記されていない。更に晴宗公采地下賜録でも、この地域における所領宛行は全然行われていない。この地域は天正年間にも最上義光と結んで伊達政宗に反抗した程の強い自主性をもった鮎貝氏の地盤であった。鮎貝氏は天文二十二年に全所領に対する守護不入が認められているが、これは従来の特権の再確認だったろう。これから考えて、おそらく鮎貝氏はおよびその周辺の殆どが鮎貝氏の一円知行地で、同氏はこの地方になお依然として強力な在地権力を保持していたため、伊達氏の支配権もこの地域では大きな制約をうけていたと考えられる。天文の乱によって伊達氏の大名権力が強く領中に浸透していったが、なお依然として制約はあったのである。例えば天文二十二年晴宗は鮎貝兵庫助に、成田・川原沢・草岡・白兔の諸郷において、それぞれ若干の在家田畠等を宛行っている。これらの所領も散在性を免れなかったが、これらの郷はすべて下長井庄北端にあり、本拠鮎貝郷より三里以内の地でわりに集約的である。この恩地には卯花藤右エ門尉や桜田右近衛督からの没収地もあったが欠所分でない土地もあったのである。即ち功臣中野常陸介宗時にあたえた判物に……鮎貝兵庫のかみちうせつ候より、其方本領一成田、一白兔、一草岡、彼三カ所相渡候事、理不尽に候へ共、晴宗ためとして各いけんに任せ相遣候、其かへ地として下長井小出不残下置候、当米沢に相こもり候処に其方一筋に奉公候間、公領並預の所までもめしはなし、相まとへ候へとも、大忠之恩といい、本領のかへの地といい、下置候、於末代不可有相違候也(下略)……とあり、晴宗としては極めて不本意だったが蔵入地の小出郷を中野宗時にあたえる事によって、成田・白兔・草岡にあった宗時の本領を鮎貝氏に加恩として宛行ったのである。鮎貝氏の忠節にむくいるためとあるが、鮎貝氏は終始晴宗のためにつくしたのではない。天文十七年正月留守安房守景宗が千庵小太郎にあたえた条書にも……長井者、北条鮎貝青斗之外、皆出仕于晴宗也……とあり、大勢の決した戦乱の末期になってようやく晴宗方についた

のであろう。晴宗が理不尽と感じつつも、鮎貝氏にかかる恩地を与えたのはただ……晴宗ためとして、各いけんいまかせ……てやったのであった。もって鮎貝氏の在地権力が如何に強靱であったかた知られよう。」

とこのように、当時における鮎貝氏の在地権力の強大さと独自性を評価し、天文の乱中の鮎貝氏の動き、乱後の論功賞とを見ること
によって、伊達氏と鮎貝氏の関係の微妙なものが有ったことを指摘している。

大立 荒砥方面の地頭であった大立目氏は、大立目遠江守より三代にわたって荒砥城に居城したと言われてきたが、今まで

目氏 知られた史料だけでは極めて不明瞭である。大立目氏はもともと伊達郡大立目郷の豪族であったようで、当地下長井にその名が見えるのは「永正六年（一五〇九）の檄文」（『旧県史』）が最初である。即ち、越後の内乱で伊達尚宗が上杉定実を応援した際、下長井の伊達被官衆に対する下知状の中に、鮎貝氏などと共に大立目氏へも、一〇〇から二五〇までの武頭を出勢するよう命じており、この時大立目氏は伊達氏の被官として下長井に居住していたことになる。

永正十七年（一五二〇）卯月一日、種宗から竜島院に宛てた安堵状（種宗安堵状）の中に、

「大立目四郎左エ門より買地、下長井庄横越郷之内、南方五百疋、道満屋敷之内石田三百疋、又六百疋之内百疋又身之屋敷前之田副百地、畠百地、合而九百疋。」

とあり、大立目四郎左エ門が所持していた土地を、竜島院が買い、種宗がこれに認証を与えたのである。大立目氏がいつ頃から「横越郷南方」^{みなみかた}に所領を有していたのかは解からないが、大立目氏が伊達氏の本拠地伊達郡の有力豪族であったことを考えれば、伊達氏の置賜領有以後であることはほぼ間違いない。この四郎左エ門が大立目遠江守（『荒砥町史』では荒砥城主とするが疑問がある）かどうかかわからない。

続いて大立目氏は、天文二十二年（一五五三）の「晴宗公采地下賜録」に現れる。これは前に掲げたが（本節第4項）、大立目姓をまとめてみると次のようになる。

・ 下長井火神台の内舟生式部より買地、一いちの坪在家、同庄五十川の内松木太郎より買地、一大谷部在家、同庄横越の惣成敗、一横越知行之通棟役、田銭、諸公事遣之候

大立目衛門殿

・ 天文十一年六月まで知行の通り下長井歌丸の内、歌丸方より撰津肥前買地屋敷並手作、おい在家不残、同庄菊田の内、えちこ在家、上長井うるしの内、かうや在家、同庄塩野の内、横まくり千疋、各々下置所不可有相違也。

大立目源三

・ 下長井庄高玉の内、桜田兵衛分遣之仍兵衛召出候上は返しおかれへく候。

大立目衛門殿

・ 本領内相違の所、加恩として返し置候地、下長井一漆の内、一しつの在家、一切田千疋、各下。

大立目宮内少輔殿

・ 天文十一年六月まで知行の通り買地共不可有相違、この内遠藤上野よりの買地館ノ宮相除候。

加恩の所、下長井荒砥の内、鮎貝分・中野常陸介分・荒砥三郎分・大立目彦衛門分・松岡分・湯目式部分・称名寺・法師寺

・ 関寺彼の九人の分相除き候てその外荒砥の郷残さす遣之也。

彼郷惣成敗、棟役、田銭、諸公事さしおき候。

大立目伊勢鶴殿

・ 大立目七郎一子なく候条、彦衛門に名跡相継がせ候、於末代不可有相違候也。

大立目彦衛門

同新左エ門娘方へ

・ 下長井黒沢の内、一中島在家、一とひあがり在家、一瓜畠在家、一たうせうてん、一切田五百疋、各々下置候也。

大立目弥八郎

以上の史料からだけでは、一般に云われるような(1)大立目遠江守(2)大立目伊勢鶴(修理、原田甲斐三男)(3)大立目宮内少輔の順序の組立ては到底むずかしい。天文二十二年(一五五三)の段階で知り得ることは、

① 大立目伊勢鶴〓荒砥郷の内、鮎貝氏など九人分を除いてその他全部を加恩として給せられたもので、以前より荒砥に居ったのではない。天文十一年までの知行地の内、除かれた「館ノ宮」は椿郷で、遠藤上野守が給せられている。したがってこれまでの知行地は椿方面とみて良いのではないか。これまで荒砥に所領が有ったのは、大立目七郎の名跡を継いだ大立目彦衛門である。

② 大立目彦衛門〓大立目七郎に子が無いため、大立目新左エ門の娘と共に、その名称を継ぎ、これまで(天文二十二年までの段階)

荒砥に所領を持っていた。現在に伝わる伊勢鶴（修理）の原田甲斐三男養子説とこれとが関連しないのかどうか。

③ 大立目衛門＝高玉、勸進代、五十川、横越に所領を有し、横越郷の惣成敗に任ぜられている。

④ 大立目源三＝歌丸（長井氏）に屋敷が在り、歌丸、菊田。上長井うるし、塩野に所領を持つ。

⑤ 大立目弥八郎＝本拠不明だが、黒沢に所領が有る。

⑥ 大立目宮内少輔＝荒砥城主三代目といわれ、宗行、下野守ということになる。

「伊達文書」に次の史料が載っている。

其地普請之儀申越候、尤ニ候間、関・すもも山・津なき・篠野江人足越候、奉行ニハ遠藤土佐守遣候、彼等談合候而可申付候、又為
レ定番、大立目下野守越候、人数鉄砲以下如レ頭＝先書＝定而可レ被＝召連＝候、近來番転之様＝ハ難レ成候、然卒番などと先々一番中之
間ハ其元見廻之上、相心得可＝指置＝候哉、委細太斎越後守可レ申候。 謹言

天成十四年三月十六日 政宗

後藤孫兵衛殿

これは、大立目下野守が、天正十四年に、綱木方面（会津口）において、定番として働いたことを知る文書である。
次に、翌十五年の文書（伊達文書）、

就＝別而励＝奉公＝候、大立目宮内少輔所領、ひとつるし惣成敗並開地相添、年月宮内少輔知行之通一字不レ残、其番二番目＝下置候、
尤奉公之事可為近習者也

天成十五年十月十九日 伊達政宗

伊藤肥前守

鮎貝城落城直後に出されたもので、大立目宮内少輔の所領「一字不レ残」伊藤肥前守の二男に宛行うと共に、近習（其番二番目）に
取立てるといふものである。

この外、大立目氏に関する史料、伝承は以下の通りである。



第 1 1 図：正念寺阿弥陀如来像

・ 紀川熊野参詣願文の本宮別当証判に、永徳二年（一三八二）十月十五日、伊達一族大立目下野守朝安とある（『わがふるさとの町飯野川』）。

・ 大立目伊勢鶴丸、修理といい後法体して新水入道といった。大立目遠江守子なきため、原田家（甲斐の二男）より養子に入ったという（『荒砥町誌』）。

・ 大立目宮内少輔（宗行、下野寺）、伊達政宗に仕え天正十九年伊達氏岩出山移封と共に岩手県野手崎に移った。

・ 大立目氏は荒砥正念時を菩提寺とし、十王称名寺を祈願所にしたという（『荒砥町誌』）。

・ 正念寺境内に大立目氏の墓といわれるものがあるが、風化によって字は読めない。牌壇に「昌山院殿繁阿法樹大立清居士」と「宝昌院殿其阿寿法蓮比丘尼」の法名があり、いずれも大立目氏のものだとされている。また、寺内本尊として安置されている阿弥陀如来像（白鷹町指定文化財）は、大立目遠江守内室呉阿弥の寄進したものといわれ、底部に「天正十五年五月吉日、京都大仏師大貳法印造」の漆書があり、大貳法印は運慶九代の末孫とされる。

・ 称名寺に文書として次のものがある（大立目氏に直接関係のないものもあるが、参考に併記する。）

一、文録元年の頃、先師円諭弘円、大立目修理一同に仙台野手崎

〜

移る砌に、書画重宝彼地へ持参の由、然共二人の内歸庵の砌、

弘法大師御筆四童子不動尊、雪村の絵、宥日の筆跡、其外少持歸候

由、宥日の三社訛語今有之、高野明神の訛語は先師高円代、志

田修理へ上候由申伝候、少くは雪村の絵脇にも有之由申伝候。

一、住吉八乙女城主牌名（称名寺）

成化普公庵主神儀。永正六年己巳六月十三日。八乙女城主桑島上野

守。

貞薰尼、永正七年十月十八日。上野守内室。

玉山好公。永正七年十月六日。八乙女城主和泉原助治郎。

昌山繁公居士。天文十年三月十六日。八乙女城主大立目遠江守。

寿山南溪居士。永祿二年十一月十一日。八乙女城主大立目修理。

貞公妙林。慶長十五年正月十七日。荒砥片倉老岐守御母。

昌安清信大姉。一〇大立目氏内室。

・ 『添川村史』によると、添川館は伊達晴宗の頃、大立目宮内少輔によって弘治年代（一五五五～一五五七）に造られたといい、添川は大立目氏の所領であったという。曹洞宗喜雲寺は、寛正二年（一四六一）に大立目遠江守の奥方による開創で、奥方は文明三年（一四七一）に死去しているという（『前掲書』）。

・ 『藩制成立史の総合研究』に依れば、和泉村（泉）の梅津勇次は、伊達家の旗本大立目遠江守に仕えたとある。その後の大立目氏は、岩手県江刺郡野手崎、宮城県桃生郡相野谷、登米郡米山町中津山と移住し現在にいたる。

荒砥氏

荒砥氏は、伊達氏時代に荒砥城主であったといわれているが、具体的な内容については不明の点が多い。何時からいつまで荒砥城主であったのか、その所領はどの位あったのかなどについては全くわかっていない。これらについて、

伊達文書に記された荒砥氏に関する事項を拾ってみる。「天文二十二年晴宗公采地下賜録」には、「天文十一年まで知行の通り、本領不可有相違也。」

荒砥三郎殿

この安堵状だけでは、荒砥氏の持つ本領を荒砥と限定することはできないが、大立目氏に対する宛行状によってわかる。天文十七年まで続いた「天文の乱」の終局に際して、これまで荒砥氏が持っていた本領はそのまま荒砥氏に与える。というのである。

「（前略）桑島太郎兵衛より買地、吉田北方の内、荒砥作り三百五拾苅り（中略）、各々知行の通り不可有相違者也。大津塩地 同源三の娘」

これは大津氏の桑島氏からの買地に対する安堵状であるが、荒砥作り三百五拾苅りがあり、以前荒砥氏の作田であったことを示すものである。「天正十二年下長井段銭帳」には、

「新砥の内、めぐりや在家千九百苅役に五百三拾二文うけとり申候。

新砥美作守殿

とあり、めぐりや在家千九百苅りに対する段銭の受け取り書で、めぐりや在家は館めぐりの在家であろう。天文二十二年（一五五三）の荒砥三郎と、三二年後の天正十二年（一五八四）新砥美作守は同一人であるかどうかは不明である。

次に、天文の乱において、地頭の動きを知るものとしてよく引用されるものであるが、天文十七年正月留守安房守景宗が千厩小太郎にあたえた条書に、「長井者、北条・鮎貝・青斗之外、皆出仕晴宗也」とあり、鮎貝・荒砥は当初植宗側であつて、乱の終期に晴宗側に麾下したとされる。したがつて荒砥氏に対する安堵「天文十一年まで知行の通り」は、晴宗への忠節に対しての恩賞ではないことになる。山形城主最上義守も、最初植宗に味方し後になつて晴宗に味方しているので、これと隣接する北条・青斗（荒砥）、鮎貝も、その動きとして何等かのかかわりあいがあつたのではなからうか。尚、天文の乱後荒砥郷に大きな勢力を得たのが大立目氏であることは、既述の通りである。

桑島氏

桑島氏も大立目氏や、荒砥氏と同様荒砥城主の時代があつたとされているが、その内容について詳しく知ることにはきかない。伊達氏時代に桑島氏の名が下長井方面に出てくるのは、大立目氏と同様「永正六年（一五〇九）の伊達氏の下知状」が最初であつて、伊達氏の被官として応援の出勢を下知されている。

続いて大永三年（一五二三）十二月十五日「伊達植宗安堵状」に、

「（前略）桑島藤五郎所より買地、下長井庄寺泉郷の内田中在家荒所共一字不残、荒砥郷の内畠中在家の内日光の下川四百苅の内屋敷しとに二百苅、三角畠百地並年貢八百文の所、漆五盃、ろう五貫目（後略）。

松岡土佐守」

これは大塚・寺泉・荒砥・黒藤などの各郷に於ける松岡土佐守の買地に対する安堵状であるが、桑島氏はその所領の一部であろう荒砥、寺泉郷の各地所を松岡氏に譲渡している。「天文二十二年（一五五三）年晴宗公采地下賜録」には、

「下長井くろ・沢の郷、亘理分五間、松岡紀の守分けとう在家、宮在家、松岡将監分きしの在家、以上八間除き其外残さす下をき候、又馬五疋の飼料を三疋分下をき候、二疋は飼い候へく候、各不可有相違也。

桑島三郎左エ門」とある。

この宛行状については、先述したように（前項）本書では、黒沢郷を黒藤郷と理解している。以下「晴宗公采地下賜録」に依る。

「原田内記方より買地、伊具の庄西根、正覚在家、知行不可有相違候也。

桑島新衛門」

「石山帯刀知行の通り不残下をき候、伊佐沢知行の通り棟役・田銭・書公事さしおき候。

桑島新衛門」

「(前略) 桑島太郎兵衛より買地、吉田北方の内荒砥作り三百五十疇、うき免年貢七百文の所(後略)。
大津塩地

同源三の娘」

「天文十一年六月まで知行の通り、伊具庄西根神事の内、桑島新四郎より買地一間(後略)。細目修理亮」

「天文十一年六月まで知行の通り不可有相違、加恩の地、桑島新十郎方より買地一、かちやうち在家一、石川平衛門分下寺田の内切田五百疇畠副て下。

細目近江守」

「伊達西根桑折の内、一中目方、一宍戸新左エ門屋敷手作、一桑島三郎左エ門分一間(中略)おのおの加恩として遣候也。
桑折播磨守殿」

「下長井今泉の内、桑島豊後屋敷並手作、切田五百疇下をき候也。
須貝内記」

「(前略) 伊達東根白川田の内桑島新四郎より買地、みすみ畠四百五十地、(中略)おのおの。
太宰信濃」

以上が、伊達植宗―晴宗代における桑島姓の現出するものであるが、一族間の系類関係についてはこれを見る史料がない。『伊佐沢村史』にある如く、伊佐沢の桑島館は桑島新衛門の在館したところであり、黒藤(畔藤)館は桑島三郎左エ門の在館したところである。

「天正十二年下長井段銭帳」には、

「下長井、黒藤の内桑島与一朗分御段銭三分一に合候
七百十文うけ取申候。

桑島与一朗殿」

とあり、この段銭納入者は、黒藤館主桑島三郎左エ門と何等かの関係があるろう。

『小国町史』の宝泉寺(法泉寺)に関する記事に、黒藤郷の桑島氏に関連するものがある。これを要約すると、

法泉寺の創建(開基)は、元亀元年(一五七〇)、小玉川館主遠藤弥平兵衛(手の子西館主遠藤常陸の子、天正十九年三月十八日卒、

法泉道水居士)であり、その子遠藤佐六(寛永元年八月八日卒、松庵南寸居士)は父に続いて小玉川館主であり、その内室(寛永二十年九月十三日卒、松室貞葉大姉)は「黒藤村、桑島新左エ門の娘」で、その子は遠藤五郎右エ門であるという。

『荒砥町誌』(第六章)では、

「文明元年(一四六九)、十二世伊達茂宗従四位奥州探題となり、この時初めて屋形の称号が起った。この時代はいわゆる戦国時代で北に最上氏、南に蘆名氏、西に上杉氏がおって互に領土の拡張に惟日も足らない有様だったので、国境なる中山・新戸・小国などには、強力な武將を配したが、新戸には翌文明二年に桑島上野介を置いた。」とするが、この桑島上野介と、三九年後の永正六年(一五〇九)「国分平五郎檄文回状」(前掲『旧県史』)に有る桑島殿と、更に一三年後の大永三年(一五二三)松岡土佐守宛伊達植宗安堵状の中の桑島藤五郎の関連については、同一人かどうか。また桑島上野介が荒砥城主であるのと史料としては、称名寺文書「往古八乙女城主牌名」に「成化普公庵主神儀永正六己巳天六月十三日八乙女城桑島上野守」とあるが、守と介の違いや、年月日などに符節の合わないところもあるので確かな資料とはいえない。

「伊達実記」天正十六年六月二十三日に、「荒砥は最上領境目なり、鹿股、桑島等も此の辺に住す」とある。このように、桑島上野守(介)が荒砥城主であったというはつきりした史料はない。いづれにしても荒砥氏、桑島氏大立目氏の各氏について、荒砥城主としてはつきり確認できるのは、「天文二十二年晴宗公采地下賜録」に於ける大立目伊勢鶴だけのようである。

松岡氏

伊達文書の中で、大永年間の頃(一五二一〜一五二七)より当地方にかなりの所領を有していたとみられる地頭に松岡一族がある。

「大永二年(一五二二)三月十九日伊達植宗安堵状」

- 一、岡石見所より買地、下長井庄横越之内、北方紀藤次郎在家之内五百苜。
- 一、松木信濃所より買地四百苜、高野在家四百苜。
- 一、親々所より買地五百苜、耕屋在家之内日光森並山添にて四百三十苜、山道空在家之内新右エ門屋敷野はえ、紀藤次郎在家之内。

一、下長井先達南蔵所より買地、高揃郷之内千蔵の屋敷田立道より南堅田百苜、こしめぐり百苜。

一、大橋新兵衛より買地、下長井庄白兔郷之内窪の在家の内彦エ門の後四百苜、林の裏三百苜並居屋敷。

各々任本状永代不可有相違候、仍為後日證状如件。

松岡土佐の娘方へ

「大永三年十二月十五日伊達植宗安堵状」

一、願新軒いしん（以下欠）……之内大沢在家（以下欠）

一、大塚総不明□エ門所より買地、下長井大塚之郷内とうほう在家之内田嶋並安藤屋敷、四郎左エ門成敗の地安藤屋敷二□□不明

同……屋敷之内五百疇。

助五郎、蔵之助屋敷、同外屋敷、三屋敷、同内屋敷之内井上ひんがし五百地七百苜。

一、桑島藤五郎所より買地下長井庄寺泉之郷之内田中在家荒所共一字不残。

荒砥郷之内畠中在家之内、日光之下川四百苜之内屋敷しとに二百苜、三角畠百地並に年貢八百文之所、漆五盃、らう五貫目。

一、雲門庵より買地下長井黒藤之内細こえ在家不残。

各々任本状末代不可有相違候為後日證状如件。

松岡 土佐守

「大永三年十二月二十九日伊達植宗安堵状」

一、梅津備前所より買地、下長井火神台の内田千百苜年貢一貫文之所。

黒藤郷之内道明在家一字不残年貢四貫之所、門目二沼尻在家年貢三貫三百。

一、大石長門守所より地替之地、親土佐守如讓渡各々於末代不可有相違仍為後日證状如件。

松岡 房

このように、松岡土佐守、その息、娘と松岡一族の下長井方面の買地又は讓地に対し、伊達植宗は安堵状を出している。「親々所より買地」(大永二年)の字句は、大永以前から当地方に所領を所持することを推測させる。その郷は横越・高嶺・荒砥・黒藤・白鬼・大塚・寺泉などである。松岡土佐守の所領「荒砥郷の畠中在家の内日光」は十王地区と考えられ、当時は、十王を含む下通りは荒砥郷として掌握されていたようである(「御段錢古帳」)。

天文の乱後の天文二十二年「晴宗公采地下賜録」に於いては、次のようになっている。

下長井成田の内、真言院の寺領、同州の島の内、こさと在家兩所相除き、其外は天文十一年六月まで知行の通り並西原要害相添へ、親譲りの地、於末代不可有相違、一居屋敷めぐりの手作、其外領分諸役永代さしをき候也。

松岡 紀伊守

屋代一の迫の内、老母知行のとをり、あくとの在家、不可有相違候也。

松岡 紀伊守

この時点で松岡紀伊守（松岡土佐守の息で植宗安堵状では松岡房とある）は、天文十一年（一五四二）までの知行地の外、成田の一部、西原要害、親土佐守よりの譲り地、屋代一の迫^{はさま}などに所領を宛行れたことが知られる。「西原要害」がどこを指すのが明らかでないが、「天正十二年段銭帳」に、「下長井。黒藤、西原在家一、花とう在家仁間より御段銭八二九文うけとり申候。松岡与三き衛門」とあり、黒藤郷西原館と考えることも不可能ではない。

また、さきの天文二十二年の宛行状の中で、黒藤郷の中に松岡紀伊守分けとう在家、宮在家とあり、さらに松岡將監分と記載されていることより、黒藤郷には従来より松岡一族の所領が有った。畔藤に現存する松岡の地名との関連については不明である。天正十二年の段銭帳には、歌丸郷に「松岡美濃助」が居るが同族なのであろう。

松岡氏について『伊達家塵芥集等の研究』（小林宏）は、次のように述べている。

「松岡紀伊守は、晴宗の任官と輝宗への偏諱の許可を將軍に求めるため、天文二十三年に上洛した伊達氏の京都外交担当の家臣である。しかし同氏の京都外交の担当は紀伊守に至って初めて任ぜられたのではなく、すでに成宗の代から続いていた。即ち文明十五年の成宗の上洛は、松岡某が従前から在京してその準備にあたっており、成宗と管領細川氏や將軍側近との媒介はすべてこの松岡氏によつて差配されていた。しかもそれを伝える伊達成宗上洛日記もその内容を子細に読むならば、実はこの松岡某の筆になるものであることが明らかである。下つて植宗の陸奥国守護補任に際しても、松岡土佐守が在洛してそれに尽力している。」

牧野宗興宛富松氏久書状

先々如前々、松岡土佐守方被上洛、御国を御請取、御下知可有御給候、未奥州守護式秀衡已来御国を被下候人無御座候、於末代御面目不可過之候条為其御屋形（細川高国）、伊勢守（伊達貞忠）殿以御状御申候……。」



第12図：中川氏系図 (中川一雄氏蔵)

中川氏 いままで述べてきたことで、伊達氏時代の当地方に於ける地頭名は川氏（白鷹町山口）は地頭ではないが、鮎貝氏の有力な家臣で、鮎貝氏が天正十五年伊達氏に反して亡ぶまで仕えており、「系図」がその間の事情を詳しく伝えている。この系図書は中川氏の系譜を知るには勿論のこと、鮎貝氏及び鮎貝氏の家臣について理解する時、きわめて貴重な史料である。

清和天皇（中略）

義頭―仲川内膳正

豊後国、上管八郡、四方三国中上国也。田数一万三千三百二十一町、高三十七万八千五百九十二町の内、球珠郡三百九十町賜る、

同郡仲川村に住す、是仲川氏元祖也、御家数乱して居城を欲求せし時、主家に仕えて職とす。

応永二十四年九月二十六日卒す。

長泉寺殿天樹道合大禪定門。

泰勝―仲川周防（花押）、大膳太夫鮎貝城主光親に仕う。

泰勝、鮎貝家御入部の砌御供奉り代々鮎貝家に仕う。代々執権職となり家領百五

貫賜る。

嘉吉二年十二月十八日卒す。

一峯心大禪定門。

義勝―仲川美濃（花押）、大膳太夫鮎貝和泉守に仕う。

長祿二年八月二十六日卒す。

昌泰安湊大禅定門。

義重―仲川但馬正（花押）、鮎貝家に仕う。

勝道、仲川二左エ門尉。

盛隆、肥前国山城右エ門殿家臣となり仲川権右エ門となる。

女、岡崎五郎室。

文龜元年六月二十日卒す。

章安道憲大禅定門。

重房―仲川右近（花押）、鮎貝家に仕う。

母は、高玉家臣、奥田雅部女。

正保、仲川次郎。

清房、同家山内長太夫の養子となる。

勝景、浪人して出家となり、高野山に登りて住職す。

女、滝川左近妻。

永正十二年八月二十日卒す。

秋月円照大禅定門。

重長―仲川刑部（花押）、鮎貝家に仕う。

母は、越後城介女。

泰勝、仲川蔵人。

正則、仲川三郎、北条三浦の合戦に討死。

親房、仲川四郎、兄と共に討死。

女、小林八良右エ門室。

則道、永正十七年、尼力崎の城を築き、澄元、高国と戦い討死。

天文十四年十月二日卒す。

儀岩良仲大禪定門。

勝範―仲川玄幡（花押）、鮎貝太良左エ門尉に仕う。弓馬の達人なり。

母は、里村伝十郎女。

道政、鈴木源吾養子。

広一、高玉城主の家臣佐藤五右エ門の養子となる。
女、早世。

勝友、出家となり、山形光源禪寺。能書。

女、森源十郎妻。

永禄三年九月八日卒す。

清巖道儀大禪定門。

家資―仲川因幡（花押）、鮎貝太良左エ門に仕う。

母は、田中兵左エ門娘。

資勝、安田市兵衛の養子となる。

女、渡辺三郎左エ門妻。

天正八年九月六日卒す。

秋山貞松大禪定門。

道資―仲川右近（花押）

道政、仲川五右エ門、弓達者。

政基、仲川三良、政宗公との合戦にて討死す。

天正年中、主人鮎貝太良左エ門、政宗公と数度の合戦によって、後政宗公に従属して奥州へ引移り、後故有つて、縦取二君に仕えず、民家に下り農地を以て山口に住居す。

此系子孫へ伝え秘す可き者也。

出羽国、置賜、山口住

道資（花押）

これが中川氏の系図書であって、中に誤字、脱字、判読しにくいところもあるが、できるだけ忠実に記載した。この系図書を書いた年号は無いが、道資は主家鮎貝氏が亡びた後、伊達氏にそのまま仕えた鮎貝宗重（日傾齋、宗信の父）に従って仙台方面に行き、後故あって山口の地に帰農したとあるので、この系図書が成ったのは農民として土着し一応落ちついた時点であり、慶長年代に入ってからと考えられよう。現在同家には、この系図以外に史料は全く無いので、これ以上知ることはいかない。参考に、同家の安政六年（一八五九）の名寄帳をみると、

嘉兵衛 〔稲俣、別書に御
陣屋敷ともある〕

上田一町一反。中田八反四畝。

上畑二町八畝二二歩。下畑二反四畝二四歩。屋敷五反二畝。合計四町七反九畝一五歩（山口村では二番目の高所有である）。

当地方旧家の典型的な土地の配置で、屋敷を中心に前方に田を持ち、屋敷に続いて後が畑とまとまりを見せている。鮎貝家の家臣で、このように土着した者は数多くいるといわれている 〔鮎貝の
歴史〕。

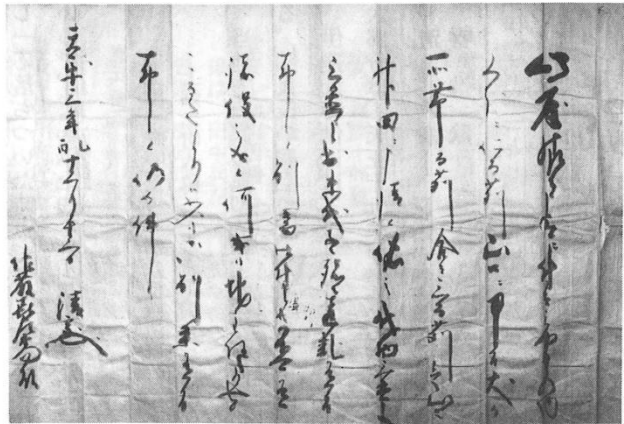
伊達氏時代には、以上の外に多くの地頭が当地方に大小の領地を宛行れ、また激しく交代したのであろう。その大部分は、天正十九年伊達政宗の岩出山移封と共に移動したのである。

清宗 みやま 深山の観音堂の別当、観音寺（長岡氏）に「清宗」による神田の寄進状がある。この寄進状にある「清宗」について、

寄進状 『鮎貝の歴史』はこれを「伊達政宗」の別名とし、『米沢事蹟考』『地名選』では「伊達清宗」とし、また『観音堂修理工事報告書』では「鮎貝宗信」としている。

ここに、山形大学教授工藤定雄氏の「訓み」と解説があるので、これを載せることにする（全文）。

「深山観音堂寺領寄進状」



第13図：深山観音堂寺領寄進状

から神田としたものであろう。

③代物三貫文。三百苻の寺田を深山観音堂別当佐藤喜左衛門の采地

(地頭職)として恩給安堵したものである。
(地頭職) 公地下賜参照

伊達晴宗も、この頃、支配全領について、采地安堵状を下賜して、各地頭の沙汰権を確認している。沙汰権とは、年貢、諸役収納権で田畠の売買、譲与、寄進等行政的処分権は与えられていない。別当、佐藤喜左衛門は、鮎貝氏の一地頭としての地位の主従関係にあった。伊達と鮎貝との関係は同格であり、鮎貝郷は、伊達の完全支配下に入っていないとみるべきであろう。或は、伊達と鮎貝との関係は、ゆるい上下関係にあり、長井北郷は、鮎貝に委譲する中で軍事的につかず、はなれずの関係にあったとすべきかも知れない。このことは重大であるから、断定しないで後考によ

此度様々申上候二付而、ミヤマの内
(深山)

くほ二仁百苻、山口二甲間①犬が
(進)
 所帯百苻、合而三百苻、ミ山之

神田二申請候。依之、代物三貫文

上置申候。於末代子々孫々違乱有間
③
 布候。別当仕付申候共不可有

諸役之儀候。何式ハ地主任たる者
④
 こなたよりハ少も御別条有間
 布候。仍如件。

天正十三年乙酉十二月十三日 清宗花押
⑤

佐藤喜左衛門殿

(註解)

①甲間犬。「こま犬」で通っている有力百姓、通称であり、あざ名であり、本名ではない。有力な開墾小名主で、土豪鮎貝氏の支配下にあった百姓である。

②深山の神田。深山観音堂の寺田であるが、鮎貝八幡神社と一体の習合寺であった

ることにしよう。但し、この段階で、深山観音堂寺田については、鮎貝氏が、完全に知行権を行使していることは確かである。④何式。三貫文の地に付随する軍役以外の諸当、諸負担であり、その処理については、一切地主、つまり別当に任せるといえる。かかる支配地が「在家」である。この地に付随する経済的諸負担の処理とすべき内容で、「諸職」と考えてよい。

⑤清宗（花押）。『重要文化財観音寺観音堂修理工事報告書』に、米沢藩の近世諸編さん物を参照しながら、本文書を解説されているが、「訓み」については若干の出入を指摘しながら、寄進者「清宗」を鮎貝太郎としていることに賛成である。

『鮎貝の歴史』三六頁以下に採録されている鮎貝氏系図は、仙台伊達氏に所属した定宗系図と見えるので、山形最上氏に走った宗信系に属するものと思われる。宗信自身の別名か、或は継子なのか、最上鮎貝氏の系図を探してみたら確かなことが言える様に思う。

「清宗」については今のところ確かな資料がないので推定の域を出ないことは、残念ながら止むを得ないことである。しかし「清宗」を「鮎貝宗信」の別名であろうとする工藤氏説に同感である。先に、水戸市史編さん係の回答を紹介したが、そこでは「宗信」は諱で「十郎左衛門」が呼び名であるとしているから、鮎貝在城時別呼び名があつても不思議ではない。ただ、天正十三年の関係文書歴の中では、「鮎貝忠宗」となっているから、この頃の一般的な呼び名は「忠宗」であつたと思われるが、「忠宗」とも「清宗」とも時によって使い分けていたのではないか。

殊に「清宗」を「宗信」と同一人であるとする大きな根拠は、寄進状文にある「不可有諸役之儀」（諸役の儀、あるべからず）の文言である。当時、深山の三百疇の地について、諸役（今の税の類）を自由に左右できるのは「鮎貝宗信」の外にはないと考えられる。伊達氏は大きな権力をもっていたが、鮎貝の地については、鮎貝氏に任せていた

段銭帳
による

ようであるし、父宗重は、早く家督を宗信

に譲って米沢に在り、伊達氏の傳つ（おもり役）になつていたというし、弟宗定もまた父宗重と共に米沢に居つて、これまた鮎貝の地について諸役を左右できる立場にはない。

以上のことから考えて、天正十三年の時点で「深山の地、三百疇」について「不可有諸役之儀」とできるのは「宗信」をおいて外にはないと考えられる訳である。

次に、冒頭の「此度様々申上候ニ付而」の内容を少し考えてみたい。当時の武将が、寺社に田地を寄進する場合の動機は、一般的には身辺の慶弔について神仏の加護を求め、または御札の意味での寄進がある。次に大きな「願望」について、神仏の加護を求

め、またそれが達成されたときの御礼の意味でのものがあると思う。さて、「鮎貝清宗」（仮に）の寄進の動機は何であったのか、慶弔の場合であればほとんど具体的に本文に明記されているのが多いから、おそらく慶弔に属するものではないであろう。とすれば、何なのか。当時、鮎貝氏をとりまく周辺の状況を見るに、最上氏は村山地方を平定して、武藤氏が勢力を張る庄内平野に進出を企図していた。伊達氏、上杉氏は、これをこころよしとせず、援を求め武藤氏に手をさしのべ最上氏の動きを牽制していた。鮎貝氏に直接関係のある伊達氏は、塵芥集の制定によって国内法を充実し、棟役銭や段銭の徴収等も順調に進み、周囲の武將を次々に攻め落し、国内の整備充実が進められていた。天正十五年の鮎貝氏の伊達氏への反乱は、最上氏の煽動に因るものとされているが、鮎貝氏が煽動にのるには、それだけの要因がある筈である。その要因の一つが、この寄進状の冒頭に書かれた「此度様々申上候ニ付而」の中にかくされているのではなからうか。天正十五年の鮎貝宗信の反乱が、最上氏のかしによって、簡単に、あの博奕を打ったとは思われない。もっと深い根があったのではなからうか。